

朝鮮成宗代の儀礼と外交

—『経国大典』成立期の対明遙拝儀礼—

桑野栄治

【英文表記】Eiji KUWANO, Ritual and Diplomacy during the Reign of King Songjong of Choson Korea: Rituals for the Worship of Ming China at the Time of the Preparation of "Kyongguk taejon"

【摘要】本稿は、朝鮮一五世紀後半の成宗代に時期を限定し、朝鮮国王が毎年正朝と冬至に王宮の正殿にて実施した対明遙拝儀礼（望闕礼）の実態を整理・分析したものである。

永世遵守の基本法典である『経国大典』には「正至・聖節・千秋節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」と定めるが、国喪期間、国王の病気、そして雨雪など悪天候の場合、朝鮮国王はやむをえず望闕礼の実施を停止した。しかし、世宗代の晩年期と世祖代の一時期のように、王世子または文武百官がこれを代行することはない。望闕礼の停止と代行に関する規定が『経国大典』はもちろん、国家儀礼のテキストである『国朝五礼儀』にも存在しないのは、朝鮮国王と儒者官僚が望闕礼の実施を王朝国家における当然の国事行為と考えていたからである。正朝・冬至の儀礼空間は朝鮮国王の美德と権威を内外に誇示する格好の場となり、望闕礼終了後の朝賀礼と会礼宴には、受職女真人をはじめ日本・琉球からもさまざまな通交者が参席して華を添えた。これら「朝貢分子」の代表格が朝鮮の藩屏を自称する対馬宗氏である。朝鮮政府が野人を厚遇した背景には辺境の防備という現実的な軍事問題があり、倭寇対策として倭人を撫接する外交政策と相通する。

成宗は一五世紀朝鮮の歴代国王のうち、もつとも忠実に望闕礼を実施した国王であった。朝鮮国王はみずからが帝都北京に赴いて大明皇帝に拝謁することに代え、王都漢城から王世子・文武百官とともに遠く明帝を遙拝した。望闕礼は朝鮮国王にとっては対明外交儀礼であり、君臣間の儀礼的関係を百官の前で示す装置としても機能していたのである。

【キーワード】朝鮮初期、成宗、望闕礼、朝賀礼、会礼宴、経国大典、国朝五礼儀、明、倭人、野人

【目次】

はじめに

一 奉宗代の望闕礼

二 成宗代初期の望闕礼

1、成宗即位直後の望闕礼 2、「辛卯大典」の問題点

3、「國朝五礼儀」成立期の望闕礼

三 成宗代における望闕礼の実施状況

1、望闕礼停止の事情

2、天譲思想と宮中儀礼

四 王宮に集う「倭人と野人」の朝鮮観

五 対明外交儀礼としての望闕礼
むすび

はじめに

筆者はすでに、朝鮮王朝（一三九二—一八九七年）開創後、一五世紀前半に対明遙拜儀礼が望闕礼の成語で定着するまでの制度的変遷、ならびに朝鮮史上、「まれなる独裁者」と評される第七代朝鮮国王世祖の治世年間（一四五五—六八年）に実施された望闕礼について、『朝鮮王朝憲錄』を中心に整理・分析した^①。望闕礼とは、毎年正朝（正月元旦）・冬至・聖節（明の皇帝の誕生日）・千秋節（明の皇太子の誕生日）に朝鮮国王が王都漢城から明皇帝の居城を遙拝する国家儀礼のことである。成宗一六年（一四八五）に施行された朝鮮王朝の基本法典である『経国大典』（最終定着本のいわゆる「乙巳大典」）には、「正至（＝正朝と冬至）・聖節・千秋節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」と定められて^②いる。

ところが、世祖代における望闕礼の実施状況を検討した結果、世祖の行動様式がそれ以前の歴代国王とは大きく異なることが明らかとなつた。世祖は中国の皇帝のみが行いうる祭天儀礼（圜丘壇祭祀）を王都漢城の南郊で実施し、その一方で明の皇帝を遙拝する望闕礼を放棄したのである。それゆえ筆者は、世祖の治世年間が朝鮮時代史上、まれにみる時代であったと結論づけた。とはいへ、朝鮮初期を『経国大典』成立期までとするなら、成宗代（一四六九—九四年）における望闕礼の実施状況を検証しておかねばなるまい。かつて中村栄孝氏が朝鮮成宗代を「大典体制の確立期」と評したのは周知のとおりである^③。また、ほぼ同時期の成宗五年（一四七四）には朝鮮王朝の基本礼典となる『国朝五札儀』

も完成する^④。礼と法の完成期にあたる成宗代の望闕礼を整理・分析してこそ、朝鮮初期における対明遙拜儀礼の全貌を明らかにすることができるであろう。これが本稿の第一の目的である。

また、筆者は朝鮮初期の望闕礼を儀礼と外交が交差する空間であつたと考えている。対明遙拜儀礼である望闕礼それ自体が朝鮮国王と大明皇帝との国際的関係を示唆する国家儀礼であり、この儀礼を終了すると王宮では朝賀礼と会礼宴^⑤が催され、これらの宮中儀礼には異域からの使節（日本・琉球・女真）が取り込まれてゐるからである。折しも当時の華夷意識を思想的背景として、成宗二年には領議政兼礼曹判書（宰相兼外務大臣に相当）であつた申叔舟が『海東諸國紀』を著した^⑥。では、具体的にはいかなる人々が朝鮮王宮の朝賀礼と会礼宴に参席したのであらうか。そして朝鮮国王は宮中儀礼に集う異域からの使者をいかに接待し、逆に彼らはこれらの宮中儀礼を通していかなる朝鮮観を抱いていたのであらうか。史料の制約はあれ、その実像にいささかなりとも迫ることが本稿の第二の目的である。かつて渡辺信一郎氏は中国古代の元会儀礼（朝賀礼とその後の宴）を分析し、「元会儀礼は、皇帝—中央官僚間の君臣関係再認・和合を中心核に、皇帝と地方政府との間の貢納—従属関係、および皇帝と外国諸民族との間の貢納—服属関係から構成されていた」と結論づけた^⑦が、われわれはこの元会儀礼の擬似空間を朝鮮初期の王宮に垣間みることができるであろう。

第三の目的は、朝鮮初期における朝賀礼に関する基礎的データを提供することにある。従来、朝鮮初期の朝賀礼に関する研究が皆無であったわけではない。韓国文化財管理局発行の報告書『朝

鮮時代の即位儀礼と朝賀儀礼の研究¹¹⁾には李奉圭・韓亨周氏による二編の論考を収録しており、おそらくこの二編が韓国歴史学界における朝賀礼研究の一定の水準を示す貴重な研究成果として評価できよう。このうち、李奉圭氏の論考は朝賀礼の起源を新羅眞興王五年（六五一）に求めたうえで、朝鮮王朝時代におけるその制度的変遷を俯瞰した労作であるが、研究課題上、正朝・冬至の望闕礼と会礼宴との関連を捨象したまま朝賀礼を単独で取りあげたため、かえって朝鮮時代における朝賀礼の性格を狭めた感がある。李奉圭氏は「実録を調べてみると、朝賀を挙行したという記録は予想外に少なくあらわれる」という¹²⁾が、具体的な数量の提示はない。後者の韓亨周氏の論考は朝鮮初期の礼書（『世宗実録』五礼、『國朝五礼儀』）に収録された行礼手順の紹介に大部分の頁を割く一方、基本史料となる実録記事を整理するが、データの抽出には遺漏が多い。たとえば、韓亨周氏作製の「[表1] 朝鮮王朝正至朝賀施行回数一覧表」では本稿でも取りあげる成宗代の朝賀礼の施行回数をわずか一件（正朝。典拠なし）と数える。¹³⁾韓亨周氏作製のデータにしたがえば、太祖代（一三九二～九八年）以後、哲宗代（一八四九～六三年）までに施行された正朝の朝賀礼は全三五件、冬至の朝賀礼は全一〇件、したがって朝鮮時代を通じても記録上は合計四五件にとどまる。韓亨周氏は朝賀礼の施行回数が予想外に少ない理由として、「たとえ正至の朝賀礼を実施した場合でも実録に記録しない場合が多い」という¹⁴⁾が、実録記事を丹念に追跡したうえでの見解ではあるまい。たんなる調査不足であり、残念ながら朝鮮時代の朝賀礼の実態分析とはほど遠い。国内外の学界において正朝・冬至の朝賀礼はもちろん、これに先

立つて実施される望闕礼に関する研究が等閑視されてきたのは、絶対的なデータ不足に起因すると思われる。¹⁵⁾

以上の三点を念頭に置きつつ、朝鮮成宗代における儀礼と外交のあり方を対明遙拝儀礼の側面から考察し、望闕礼の実態とその性格を究明することにしたい。

一 睿宗代の望闕礼

世祖の死後、一四六八年九月に一九歳で王位に即いた睿宗は世祖妃尹氏（貞熹王后）による垂簾聽政のもとで国政にあたつたが、睿宗は翌年一一月に死去した。¹⁶⁾在位期間はわずか一年二ヶ月である。そのため、睿宗代の正朝・冬至に関する記録は以下の三例にすぎない。

A 以冬至、議政府・六曹、進表裏・鞍馬、諸道亦進方物、命以所進馬一匹、賜宦官申雲、（『睿宗実録』卷二、即位年一一月乙酉〔二九日〕条）

B 議政府率百官、用吉服、進誕日及正朝表裏・方物、奉箋称賀、不受賀、上進表裏于太妃殿、謂都承旨權璣曰、不進賀箋、無乃不可乎、璣對曰、札曹以無旧例、不進、（同書卷三、元年正月丙辰朔〔一日〕条）

C 上以至日、進賀箋・表裏于太妃、中宮亦進表裏、議政府亦率百官、以黑衣・品帶、行賀礼、進箋・表裏・方物、又賀太妃、命饋二品以上宗宰・入直諸將及承旨等于思政殿月廊、（同書卷八、元年一一月己丑〔九日〕条）

この三史料のうち、史料A Cが冬至、史料Bは正朝における宮

中儀礼の様子を伝える。まず史料Aの場合、冒頭に「冬至を以て議政府・六曹は表裏・鞍馬を進め、諸道も亦た方物を進む」とあるのは恒例の行事である。ただし、睿宗が宦官に進上馬を賜つたところは、名節における朝鮮国王の行動様式としてわれわれがはじめて目にする光景である。同じく冬至の史料Cは、「上、至日（リ冬至）を以て賀箋・表裏を太妃に進め、中宮も亦た表裏を進む」との記録に始まり、睿宗は望闕礼を実施していない。冬至であれば通常、朝鮮国王が王宮の正殿にて望闕礼を実施したのち、百官による朝賀礼を受け、そして会礼宴が催されるはずである。周知のように、東アジアでは冬至は太陽がよみがえる日とされ、王権を更新する日として正朝とともに重視されている。⁽¹⁵⁾この日、睿宗は冬至を祝う賀箋と表裏を太妃（世祖妃）に進め、議政府以下の百官もまた冬至を祝うべく賀箋と表裏のほか方物を睿宗に進上して朝賀礼を行い、太妃に対しても冬至を祝つた。睿宗が二品以上の宗親・宰相をはじめ、入直している諸将・承旨（国王の秘書機関である承政院の官員）らを勤政殿の北側にある思政殿の月廊でもてなしたところも恒例の会礼宴とみてよい。ところが、正朝の史料Bは從来の正朝の記録とはやや異なる。睿宗元年正朝の冒頭の記録には「上、永昌殿に詣み、朔祭を行う」とあり、睿宗が永昌殿にて亡き世祖のために祭祀を執り行つたことを伝える。從来の正朝と異なるのは、睿宗の誕日がちょうど正朝にあたることである。そのため議政府は百官を率い、「吉服を用いて誕日及び正朝の表裏・方物を進め、箋を奉じて賀を称え」⁽¹⁶⁾た。睿宗が議政府以下、百官の朝賀礼を受けなかつたのは、たとえ正朝が自身の誕日とはい、前国王世祖の死去という国喪に配慮したからで

あろう。

朝鮮国王は通常、正朝・冬至のほかに聖節にも望闕礼を実施するが、睿宗の在位期間中に聖節（一一月二日）。当時の明帝は憲宗（成化帝）の対明遙拝儀礼に関する記録はない。国喪のゆえ、聖節の望闕礼は停止したものと考えられる。もちろん、国喪とはいえ睿宗は聖節使を明へ派遣しており、聖節における望闕礼の停止が朝鮮の明に対する事大政策に影響をおよぼすことはない。明側の記録には次のごとくある。

朝鮮国王李暎遣陪臣尹岑等、奉表貢馬及方物來朝、賀万寿聖節、（『明憲宗憲錄』卷七二、成化五年〔一四六九〕一〇月己卯〔二九日〕条）

万寿聖節、上詣奉先殿・皇太后宮、行礼畢、出御奉天殿、受文武群臣及四夷朝使朝賀、（同書卷七三、成化五年一一月壬午〔二日〕条）

聖節使尹岑一行は一〇月末には朝鮮国王からの献上品を届け、一二月二日には成化帝の聖節を明の文武群臣とともに「四夷の朝使」として祝つた。これが明代における聖節の朝賀礼のあり方である。舞台となつたのは紫禁城の正殿奉天殿（のちの太和殿）である。舞台となつたのは紫禁城の正殿奉天殿（のちの太和殿）であり、周知のようここでは元旦・冬至・万寿聖節の三大節のほか皇帝の即位儀礼など、国家的大慶のセレモニーが催された。紫禁城の中心に位置する奉天殿は北京の都市空間のなかでもひとときわ目立つ高層建築物であり、皇帝が華夷世界の群臣の参内を受けるために「正朝の殿」として機能した。朝鮮初期における正朝・冬至の望闕礼とこれにつづく朝賀礼は明の国家儀礼を攝取したものであり、朝鮮の場合、「四夷の朝使」を演じさせられたのが日

本・女真から定期的に来朝する「朝貢分子」であった。「朝鮮型華夷秩序」とでも表現すべき世界観であるが、その発想はまさに中国的である。⁽²²⁾

以上のように、睿宗の在位期間はわずか一年二ヶ月であり、国葬の二七ヶ月間にも満たない。それゆえ、睿宗は望闕礼をみずから実施することはなかつたと判断してよい。こうした睿宗代における望闕礼の実施状況は、同じく短命に終わった文宗代（一四五〇～五二年）の行礼のあり方と似通つてゐる。しかし、文宗代には百官が望闕礼を代行したのに対し、睿宗代には百官による代行さえ記録に残つていらない。これをいかに解釈すべきであろうか。筆者は世祖代にも百官による望闕礼の代行はなく、王世子（のちの睿宗）による代行さえ認めなかつたところに注目したい。世祖は「此より前、予、親しく望闕礼を行わざれば、則ち百官独り之を行う。甚だ不可なり。自今、予、親しく行わざれば、則ち百官も亦た行うこと勿かれ」と嚴命し、望闕礼の代行を禁止していた。⁽²⁴⁾おそらく睿宗は父である世祖の意向を継承し、あえて望闕礼を百官に代行させなかつたのではないか、と考えられる。

さて、周知のよう睿宗元年（一四六九）一一月、『経国大典』は翌年正月一日をもつて施行することがすでに決定していた。⁽²⁵⁾いわゆる「己丑大典」である。ところが、月末に睿宗が急逝したため、『経国大典』の施行は一年先送りとなつた。これが「辛卯大典」である。次節以降では、『経国大典』が成立する成宗代に焦点をあわせ、望闕礼の実施状況について考察を進めていきたい。

二 成宗代初期の望闕礼

1、成宗即位直後の望闕礼

睿宗の死後、成宗は一四六九年一一月二八日に弱冠一三歳で即位した。さきの睿宗代と同様、世祖妃尹氏による垂簾聽政は成宗七年（一四七六）正月中旬までつづき、その間、申叔舟らが院相として庶政を議決したことはいうまでもない。⁽²⁷⁾では、さつそく成宗元年の正朝と冬至の記録をみることにしたい。

D上進賀箋于大王大妃殿、仍進表裏、又命都承旨李克增、詣景福宮、進裏表于王大妃殿、○議政府進賀箋于大殿、仍進表裏、又詣中宮移御所、進表裏、〔『成宗実録』卷二、元年正月朔庚辰条〕

E冬至、議政府率百官、陳賀、用權停札、〔同書卷八、元年一月乙未「二一日」条〕

正朝の史料Dによれば、成宗は賀箋と表裏を大王大妃殿（世祖妃の居所）に進め、都承旨李克増に命じて景福宮内にある王大妃殿（睿宗繼妃の居所）に裏表を届けさせた。一方、議政府は賀箋と表裏を成宗に進め、中宮の移御所には表裏を届けている。成宗がはじめて迎えた正朝であるが、睿宗の死去という国喪のために望闕礼は実施していない。⁽²⁸⁾同様に、冬至の史料Eでもやはり望闕礼を実施した形跡はなく、ただ議政府が百官を率いて冬至の祝賀を陳べたことを伝える。この日の冬至の国家儀礼については「權停札を用う」とあることから、成宗は正殿の玉座にあらわれないまま議政府以下の文武官僚によつて朝賀礼が簡略に実施されたことがわかる。⁽²⁹⁾史料Dに「議政府、賀箋を大殿に進め、仍りて表裏を進む」とあるのは、成宗が文武百官の朝賀礼を受けたわけではなかろう。つまり、成宗元年正朝は国喪のゆえに望闕礼・朝賀礼

そして会礼宴という一連の国家儀礼はすべて実施されなかつたと考えられる。また、さきに触れた睿宗在位期間中の聖節と同様、成宗元年も聖節の対明遙拝儀礼に関する記録はなく、聖節の望闕礼は国喪のため停止したと考えてよいだろう。もちろん、この年の夏に政府は漢城府左尹（王都の行政・治安・司法を掌る漢城府の次官。従二品）韓致義を聖節使として明へ派遣しており、朝鮮国王成宗は明に対する事大政策を貫いている。

成宗元年の正朝・冬至の史料DEと対照的な事例が、次に掲げる翌年の記録である。

F 上率百官、行望闕礼于仁政殿、進裏表于大王大妃・王大妃・仁粹王妃殿（大王大妃殿、有賀箋）、○御仁政殿、受賀、○御仁政殿、行会礼宴、倭人・野人入參、命野人金波乙大進爵、又賜李多弄介酒、又賜倭人・野人物、有差、（『成宗実錄』卷九、二年正月朔甲戌条）（史料中の「」内は割註。以下、同じ）

G 冬至、上率百官、行望闕礼、又行三大妃殿賀礼、○御仁政殿、受賀、○琉球国王尚德遣僧自端西堂等來聘、其書契曰、尚德誠惶誠恐頓首、奉書朝鮮國王殿下、（後略）（同書卷一三、二年一月庚子〔二日〕条）

成宗二年正朝の史料Fをみると、成宗は文武百官を率いて望闕礼を昌徳宮の正殿である仁政殿にて実施し、裏表を大王大妃・王大妃・仁粹王妃の三殿³¹に進めた。ついで仁政殿にて百官の朝賀礼を受けたのち、会礼宴を催している。前国王睿宗の死去から一年後には望闕礼が復活したことになる。端宗（位一四五二～五五年）が父である前国王文宗の死去から三年後に望闕礼を復活させた前

例³³と異なるのは、王統の違いに起因すると考えられる。成宗は睿宗の甥であつて直系の世継ぎではない。そのため、国喪も短縮されたのであろう。³⁴

同年冬至の史料Gにも「上、百官を率いて望闕礼を行う」と記録され、成宗は王宮にて冬至の対明遙拝儀礼を実施している。望闕礼の舞台となつたのはこの日に朝賀礼を実施した仁政殿、もしくは景福宮の正殿勤政殿であろう。そしてこの史料Gは「琉球国王使」の来朝を記録する。自端西堂なる禪僧は先王世祖の弔問のために、同行した博多商人の藤原重信は前国王睿宗の即位を祝うために来朝したが、いまのところこの一行は琉球国王が正式に派遣した使節ではなく、偽使とみなされている。³⁵すでに多くの論者が指摘したように、琉球側の外交文書集『歴代宝案』には時間的にほぼ一致する「成化陸年肆月（＝成化六年四月）初一日」付けの咨文（敵札国間の外交文書。本来は明代公文書の一様式）が残るものの、朝鮮側の『朝鮮王朝実錄』ではこの咨文の存在を確認できないからである。それゆえ、史料Gにみえる書契（日朝間の外交文書。本意は私的な色彩の濃い漢文書簡）は博多商人による偽作であり、藤原重信も博多ですり替えられた使者であつたと考えられている。³⁶とはいっても、このとき朝鮮政府は彼らをまったく疑わなかつたのであるから、われわれがここで偽使の問題に立ち入る必要はなかろう。むしろ、検討を要するのは「琉球国王使」の国家儀礼への関わりであろう。というのも、史料Gによれば冬至の望闕礼と朝賀礼は実施されているが、会礼宴については記録を欠く。異域からの使節が正朝・冬至の国家儀礼に参席したのであれば、おそらく朝鮮側は記録にとどめたであろう。かつて世宗

一三年（一四三二）冬至には琉球国王使かにく一行が勤政殿で実施された朝賀礼に随班（朝廷の儀式の際に東西の班列にならぶこと）したことがある。⁽³⁹⁾ また、世祖七年（一四六一）七月の実録記事には「上、將に景福宮に幸して朝賀を受けんとす。琉球國使臣及び倭・野人をして隨班せしむるも、雨を以て之を停む」とある。⁽⁴⁰⁾

あいにく突然の降雨のために中止となつたが、世祖が正朝・冬至の朝賀礼のみならず、朔望（毎月一日と十五日）の朝賀礼にも琉球国王使を随班させていたことは注目に値する。にもかかわらず、史料Gにそうした記録がまったくみえないのであれば、少なくとも成宗二年冬至の朝賀礼に「琉球国王使」が参列することはなかつたと判断せざるをえない。

実は、この年一月には「琉球国王使」のみならず、朝鮮国王成宗の即位を祝うべく室町幕府第八代将軍足利義政が正式に派遣した使節団がすでに漢城に滯在中であった。正使を僧光以⁽⁴¹⁾藏主とする日本国王使の一⁽⁴²⁾行である。ところが、冬至の史料Gには日本国王使に関する記録も残していない。それゆえ、成宗二年冬至の朝賀礼には「琉球国王使」と同様、日本国王使もまた参列することはなかつたと考えられる。朝鮮国王が日本国王使をもてなす宴は冬至から四日後の二月六日に仁政殿にて開かれ、また「琉球国王使」をねぎらう宴はその二日後にやはり仁政殿で開かれた。

御仁政殿、宴琉球国使自端西堂等二十三人及倭人皮古仇羅等九人、宗宰月山大君婷・蓬原府院君鄭昌孫等三十人入侍、
伝于自端・重信及啓閩藏主等曰、汝國王進香于先王、又賀即位、兼送礼物、予甚喜焉、爾等冒寒涉險、艱苦遠來、予又嘉之、自端等對曰、上教丁寧、至此不勝感激、命三人以次進爵、

仍賜物有差、『成宗實錄』卷二三、二年一月戊申（一〇日）条

成宗はこのときの「琉球国王使」を疑うどころか、「汝の國王、先王に進香し、又た即位を賀い、兼ねて礼物を送る。予、甚だ焉を喜ぶ」と上機嫌である。対する「朝貢分子」も「上の教、丁寧なれば、此に至りて感激に勝えず」と、朝鮮国王への称賛を惜しまない。⁽⁴³⁾ おそらく、称賛の裏には大藏經の獲得という打算があり、成宗もこの「琉球国王使」に対しては好印象を抱いたに相違ない。推測の域を出ないが、この年冬至の会礼宴はやはり何らかの事情で催されなかつたのではないかと思われる。会礼宴が催されたとしても、彼らの来朝目的はいまは亡き世祖と睿宗に関わることであり、慶事に開く会礼宴の席にはそぐわなかつたであろう。そもそも、朝鮮政府としては日本国王使と琉球国王使を正朝・冬至の国家儀礼に同席させた前例がない。そのため、この時点では日本・琉球から同時に国王使が来朝した場合、朝鮮国王以下、王朝政府の儒者官僚が国家儀礼の場でいかに対処すべきかについてはまだ議論が尽くされていなかつたものと思われる。

異域からの使節に注目すれば、さきの史料Fには「倭人・野人、入參す。命じて野人金波乙大に爵を進めしめ、又た李多弄介に酒を賜う。又た倭人・野人に物を賜うこと差有り」とある。正朝を祝う会礼宴には朝鮮政府の官僚のみならず「倭人・野人」が参席し、また彼らには朝鮮国王から下賜品があたえられた。「野人」の金波乙大と李多弄介（李多弄可）はいずれも受職女真人であり、この二人は世祖代に中枢院知事（正二品）を授かっている。⁽⁴⁵⁾ 周知のように、中枢院（のち中枢府）は実務のない文武堂上官を優遇

するための機関であり、おもに論功行賞用に運用されていた。⁽⁴⁶⁾これら受職女真人のうち、李多弄介は四年前の世祖一三年（一四六七）正朝に勤政殿で開かれた会礼宴にも参席しており、有力な受職女真人であったと考えられる。この受職女真人とともに正朝の会礼宴に同席した「倭人」については、いまここで特定することには困難であるが、前年一二月の実録記事には次のとくある。

日本国九州都元帥源教直・対馬州太守宗貞国及宗貞秀・一岐州上松浦塙津留觀音寺看主宗秀遣人、來獻土宜、骨看中枢李多弄介等十一人、兀狄哈司猛阿乙吐下等七人、來獻土宜、
（『成宗實錄』卷八、元年一二月辛酉〔一八日〕条）

この記録によると、李多弄介は正朝の二週間ほど前に来朝して

土産を献上しており、同じ日には対馬宗氏のほか北部九州の有力者が使者を派遣してやはり土産を献上している。「九州都元帥源教直」は前年の一四六九年（睿宗元年）に朝鮮と歳遣船（年間に派遣する船数）の定約を結んだ九州探題渋川教直であり、⁽⁴⁷⁾「対馬州太守宗貞国及び宗貞秀」は第一〇代対馬島主の宗貞国とその後継者の宗材盛（初名は盛貞。朝鮮史料では貞秀）である。⁽⁴⁸⁾また、「岐州上松浦塙津留觀音寺看主宗秀」はかつて世祖五年にも遣使來朝した「宗殊」ではないかと考えられる。⁽⁴⁹⁾いまのところ、觀音寺の「看主」は住持もしくは寺院運営の責任者と推定されているが、宗殊が歳遣船定約を結んで通交していた壱岐在住の塙津留氏一族であったことは疑いない。⁽⁵⁰⁾いずれにせよ、成宗二年正朝の会礼宴に参席した「倭人・野人」とは、中枢院知事を授かった受職女真人の一形、ならびに北部九州からの使節であつたと判断してよいだろう。

以上のように、世祖七年の冬至以後しばらく途絶えていた望闕礼⁽⁵²⁾は成宗二年の正朝によく復活したことになる。成宗二年正朝の史料Fがそれ以前の正朝の史料BDに比して情報量が増えているのは、望闕礼の復活と無縁ではあるまい。史料Fの会礼宴にて「倭人・野人」という「朝貢分子」が復活するところにも注目してよいだろう。成宗二年冬至の史料Gには「琉球国王使」が登場するが、残念ながら冬至の会礼宴に関しては記録がない。とはいってよいだろう。成宗は北方の女真、東方の日本、そして南方の琉球から多様な使節を王宮の正殿にて厚くもてなし、下賜品を与えて帰国させた。『海東諸國紀』成立期における外交儀礼の一断面である。

2、「辛卯大典」の問題点

さて、さきにも触れたように成宗二年正月にはいわゆる「辛卯大典」が施行された。では、「辛卯大典」は対明遙拝儀礼である望闕礼をどのように規定していたのであろうか。「辛卯大典」が施行されたばかりの成宗二年の実録記事には、この法典に記載された望闕礼に関する条文の内容がわずかながら散見する。

礼曹啓、曾下校正序单字、一時遵行、不載大典条件、開坐以啓、請令該曹、仍旧奉行、從之、一、（中略）一、除朝辭赴任外官、行望闕礼、（後略）（『成宗實錄』卷一〇、二年五月丁酉〔二十五日〕条）

礼曹啓、王妃誕日及正至、百官陳賀節次、不錄大典、請依古制及前例、施行、從之、（同書卷一二、二年一〇月癸巳〔二五日〕条）

まず、前者の史料によれば、「辛卯大典」には「朝辭を除かれ

て赴任せる外官は望闕礼を行う」旨の規定が漏れ落ちていたことを伝える。⁽⁵³⁾ この場合の望闕礼は、地方官が漢城の宮闕を臨んで朝鮮国王に遙拝することである。すでに前稿で指摘したように、朝鮮初期の望闕礼は明の皇帝と朝鮮国王との対外的な国際関係、そして朝鮮国王と臣下との国内の君臣関係という、二重構造をなしていた⁽⁵⁴⁾。史料の制約上、本稿では考察の対象外としたが、朝鮮国王に暇乞いを免除されて赴任した地方官は、名節には任地で望闕礼を実施するよう義務づけられていたのである。この規定は最終定着本の「乙巳大典」に、

外官除朝辭赴任者、行望闕礼、（『經國大典』卷三、礼典、朝儀条）

とある条文に符合する。この条文が『經國大典』朝儀条の最末尾に挿入されているのは、いかにも付け加えた、という感もあるが、むしろ朝鮮官僚制における外官の位置づけを示すものであろう。

次に、後者の史料によると、礼曹は「王妃の誕日及び正至における百官陳賀の節次は大典に録せず」と報告し、古制と前例により施行すべしと請うて成宗の裁可を得た。この規定に相当するのが「乙巳大典」にある次の条文であろう。

正至・聖節・千秋節、殿下率王世子以下、行望闕礼、正至・朔望、大殿・王妃誕日、王世子・百官朝賀、（後略）（『經國大典』卷三、礼典、朝儀条）

この条文は『經國大典』朝儀条の冒頭にある。おそらく、この規定の後半部に「正至・朔望、大殿・王妃の誕日に、王世子・百官は朝賀す」とある箇所がほとんど「辛卯大典」に盛り込まれていなかつたのであろう。もちろん、「百官陳賀の節次」それ自体

は『經國大典』礼典には収録されていない。『經國大典』礼典には「凡そ儀註は五礼儀を用う」とあり⁽⁵⁵⁾、朝鮮王朝のあらゆる儀註（国家儀礼の行礼手順）に関してはすべて『國朝五礼儀』に委ねられたからである（後述）。

成宗五年正月二日には改修本の「甲午大典」が頒布、そして同年二月一日に施行されるが⁽⁵⁶⁾、この改修本は吏典と戸典の一部が残存するのみである⁽⁵⁷⁾。それゆえ、望闕礼を規定した礼典の内容を知るすべはないが、これ以後、実録記事には望闕礼の大幅な制度改編に関する記録はみあたらない。したがって、おそらくは成宗二年に問題となつた外官の望闕礼と百官の朝賀礼に関する二点の修正事項が「甲午大典」に盛り込まれ、そして最終的に「乙巳大典」に定着したと判断してよいだろう。

3、『國朝五禮儀』成立期の望闕礼

成宗代は朝鮮時代の基本法典である『經國大典』が成立しただけなく、『國朝五禮儀』が完成した時期としても注目すべき時代である。『經國大典』を基本法典とすれば、『國朝五禮儀』は基本礼典と位置づけることができる。のちの英祖代（一七二四～七六）に成立する『國朝統五禮儀』（英祖二〇年、一七四四）と『統大典』（英祖二二年）も同じ関係にある。『國朝五禮儀』の序文によれば、世宗の命により集賢殿官は中國歴代の礼書のほか、高麗王朝（九一八～一三九二年）の崔允儀撰『詳定古今礼』（逸文のみ残る）を参考に五礼儀の編纂に着手し、世宗の裁可を得た。しかし、その施行前に世宗は死去したため、のちに世祖がさらに五礼儀の考証を命じ、『經國大典』礼典の末尾に付すことになった

という。脱稿前に世祖は死去するのだが、世祖の当初の計画では、五礼儀は『經國大典』礼典の構成部分であった。『經國大典』礼典に「凡そ儀註は五礼儀を用う」とあるのはその名残であつて、典に「凡そ儀註は五礼儀を用う」とあるのはその名残であつて、『國朝五礼儀』が基本礼典としての役割を果たしていること示す。⁵⁹つまり、成宗代は礼と法の完成期にあたつており、『國朝五礼儀』成立直前に望闕礼がいかに実施されたのかについて明らかにしておく必要がある。

では、成宗三年の正朝と冬至の記録をみてみよう。

停望闕礼及本朝賀礼、以禪祭致斎也（『成宗實錄』卷一四、三年正月朔戊戌条）

冬至、上率百官、行望闕礼、又進裏表于大王大妃・仁粹王妃・王大妃殿、○御仁政殿、受賀、○御仁政殿、行功臣仲朔宴、諸功臣及嫡長、咸与焉、（同書卷二四、三年一月乙巳〔一三日〕条）

成宗三年正朝の場合、朝鮮国王による望闕礼と百官による朝賀礼は停止された。停止の理由は禪祭（三回忌を終えた翌々月、つまり二七ヶ月目にに行う祭祀）である。前国王睿宗の急死から二七ヶ月後あたり、成宗は身を清めるべく斎戒に入っていた。翌日の記録には「上、景安殿に詣み、禪祭を行う」とあり、成宗は景安殿において前国王の靈を慰めた。このとき王室ではようやく喪が明けた、と考えればよい。同年冬至の場合、成宗は望闕礼実施後に仁政殿にて百官の朝賀礼を受け、功臣の勲労をねぎらうために仲朔宴を催している。冬至の功臣仲朔宴については端宗二年（一四五四）に前例があり、とくに異例というわけではない。⁶⁰ただ、大王大妃は本来、宴を好まなかつたようで、功臣宴は成宗

九年冬至に復活するまではしばらく停止された。⁶¹次に、成宗四年の望闕礼に関する記録は以下に掲げる三件である。

H上率百官、就仁政殿階上、行望闕礼、又進裏表于大王大妃・仁粹王妃殿、○御仁政殿、受賀、○御仁政殿、行会礼宴、倭人仇難酒毛等十五人・野人軍有等七十人、与焉、宴將罷、賜物有差、（『成宗實錄』卷二六、四年正月朔壬辰条）

I上率百官、行聖節望闕礼、如儀、（同書卷三六、四年一月己丑〔二日〕条）

J冬至、上率百官、行望闕礼、如儀、○御仁政殿、受賀、（同書卷三六、四年一月庚戌〔二三日〕条）

一見してわかるように、史料Hは正朝、史料Iは聖節、そして史料Jが冬至の望闕礼である。このうち、聖節と冬至の望闕礼について「儀の如くす」とある（史料IJ）から、すでに定型化された国家儀礼であつて、特記すべき事項もなかつたことを示す。とくに聖節の望闕礼の場合、実錄記事に記録が残ることはまれで、一方の冬至の史料Jでは、望闕礼を終えた成宗は仁政殿にて百官の朝賀礼を受けているが、会礼宴に関する記録はない。この日は司諫院大司諫（諫言を掌る司諫院の長官）との議論のあと、「夜対に御す」とあり、夜間には経筵が開かれている。おそらく、冬至の会礼宴は催されなかつたのではないかと考えられる。

この年聖節と冬至の史料IJと比較すれば、正朝の史料Hは情報量がゆたかである。史料Hは、正朝の会礼宴に「倭人仇難酒毛等十五人・野人軍有等七十人」が参席したことを伝える。朝鮮王

朝の国家儀礼に登場する「朝貢分子」については可能な範囲で記録に残すべきであったのではなかろうか。すでに検討済みの成宗二年正朝の場合、仁政殿で催された会礼宴には「倭人・野人、入参す」とあつた（史料F）ものの、具体的な数については記録を欠いていた。ところが、この年正朝の史料Hは合計八五名の「倭人・野人」が朝鮮王朝の国家儀礼に包摂されていたことを記す。世祖二年（一四五六）正朝の「倭・野人五百余人、隨班⁽⁶⁾す」との記録には遠くおよばないものの、成宗代の正朝の国家儀礼に出席した「倭人・野人」の数字を具体的に記録したのはこの史料Hが初見である。

では、成宗四年正朝の会礼宴に参席した「倭人仇難洒毛」と「野人軍有」はいつたい誰なのであらうか。まず、仇難洒毛の場合、史料Hには何ら肩書きがなく、日本の誰が派遣した使者なのかについても記録にない。管見の限り、仇難洒毛に関する実録記事は成宗四年の史料Hを含めて三件である。残る二件は世宗二年（一四三九）と世祖一三年（一四六七）の記録であつて、この二件の実録記事によれば、世宗二年には第八代対馬島主宗貞盛が仇難洒毛を派遣して土産を献じ、世祖一三年には対馬島主代官（守護代）の宗盛直がやはり仇難洒毛を派遣して四書五経の下賜を求めたことがある。⁽⁶⁸⁾ 宗盛直は、島主宗貞盛の統制権に抵抗して独自に歳遣船定約を求請した仁位中村宗氏であり、いわば反島主勢力であったところは興味ぶかい。ともかく、「倭人仇難洒毛」は対馬島主とその代官が派遣した正式な使者であつたと判断してよい。一方の軍有は、世宗代後半から成宗代前半にかけてしばしば来朝した女真人である。⁽⁷⁰⁾ 足繁く「朝貢」したその功績により、

世祖一二年当時は上護軍（五衛の正三品堂上官）であった彼は礼曹の建議によって中枢府僉知事（正三品堂上官）を授かっている。⁽⁷¹⁾ つまり、「野人軍有」はたんなる異域からの使者ではなく受職女真人、しかも昇殿を許された「堂上野人」であった。したがつて、成宗四年正朝の会礼宴に参席した「倭人・野人」は、朝鮮側からすればいわば「朝貢分子」としての役割を演じていたのである。ひきつづき、「国朝五礼儀」成立期の望闕礼関連記録を検討してみよう。次に列記するのは成宗五年の正朝と冬至の事例である。

K 上率百官、行望闕礼、賀大王大妃・仁粹王妃・仁惠王大妃殿、進裏表、○御仁政殿、受賀、○御仁政殿、行会礼宴、倭人永書記等十三人・野人要時老等九十六人、入參、賜物有差、

（『成宗実録』卷三八、五年正月朔丁亥条）

L 冬至、上率百官、行望闕礼、賀大王大妃・仁粹王妃・仁惠王大妃殿、進裏表、○御仁政殿、受賀、兀良哈於麟可等二十二人隨班、獻土宜、○御仁政殿、受忠勲府進宴、倭人・野人亦侍、上教倭人正球首座及宗茂勝等曰、爾等遠涉滄海、良苦、聞爾國近有兵亂、今如何耶、對曰、今已息兵矣、（同書卷四九、五年一一月丙辰「五日」条）

正朝の史料Kは、望闕礼→朝賀礼→会礼宴とつづく定型化されたパターンである。望闕礼の実施後に成宗が「大王大妃・仁粹王妃・仁惠王大妃殿」に正朝を祝う裏表を進めたところも、すでにみた「裏表を大王大妃・王大妃・仁粹王妃殿に進む」（史料F）との記録に対応しており、とくに問題とすべき点はない。むしろ注目すべきは会礼宴に参席した「倭人永書記等十三人、野人要時老等九十六人」であろう。この一〇〇名を超える異域からの使者

は何者であろうか。「倭人永書記」に關する実録記事は史料Kのみであり、この禪僧⁽⁷³⁾を特定することは困難であるが、直前には「日本関西路肥筑通守為邦・対馬州宗貞秀」のほか、「日本國対馬州太守宗貞國」が使者を派遣して土産を献上している。それゆえ、成宗五年正朝の会礼宴に招かれた「倭人」は、対馬・肥後の有力者が派遣した使節であつたと思われる。⁽⁷⁴⁾一方の「野人要時老」は端宗代以後來朝した兀良哈の柳要時老であり、世祖二年にはすでに中枢府知事（正二品）を授かっている。⁽⁷⁵⁾世祖は領議政申叔舟をはじめとする高級官僚に宴を賜り、ちょうどその頃來朝している⁽⁷⁶⁾柳要時老三人の女真人を宴席で引見したこともある。⁽⁷⁷⁾彼が受職女真人のなかでも優遇されていた人物であつたことは想像に難くない。

同年冬至の史料Lも望闕礼→朝賀礼→会礼宴とつづく一連の国家儀礼を記録しており、朝賀礼には「兀良哈於麟可等二十二人隨班し、土宜を獻ず」とある。朝鮮王朝の朝賀礼に「野人」が随班したことを伝える貴重な記録である。⁽⁷⁸⁾「於麟可」は世祖代以降、しばしば來朝して中枢院の官職を授かつた「柳於麟可（於麟哈）」であろう。⁽⁷⁹⁾柳於麟可はかつて世祖一三年正朝に勤政殿にて催された会礼宴に中枢院副使（従二品）として侍宴したこともあり、成宗代の朝賀礼に参列したとしても不思議ではない。⁽⁸⁰⁾朝賀礼の終了後、仁政殿では忠勲府が宴を設け、「倭人・野人も亦た侍す」ことになる。おそらく、柳於麟可も朝賀礼にひきつづき冬至の宴に参席したことであろう。成宗は宴席で「倭人正球首座」と宗茂勝らを前に、日本国内の兵乱（応仁・文明の乱）に関する情報を収集している。周知のように、正球はたんなる「倭人」ではない。

室町將軍足利義政が派遣した正式な使節であり、高野山西光院の修理費を求めて来朝した。⁽⁸²⁾正球はこのとき、一四七〇年以来、在京有力守護を名乗つて朝鮮に通交した使節がすべて偽使であつたことを証言し、朝鮮政府に波紋を呼ぶ。⁽⁸³⁾後日、対馬島主は渡航証明書である文引を一連の偽使に発給したことを責められ、偽使の事実を暴露した正球を拘留したという。⁽⁸⁴⁾一方の宗茂勝も対馬島主宗貞国が特送した守護代であつて、みずから図書（朝鮮への通交証）に押す銅製の私印）を求請した受図書人のひとりである。⁽⁸⁵⁾正朝・冬至の宴にただ「倭人・野人も亦た侍す」とあつても、そこにはさまざまな勢力・階層の「倭人と野人」が招かれていたことを看過すべきではなかろう。

以上、本節では成宗即位以後、『国朝五礼儀』が成立する成宗五年までにひとまず時期を絞り、その間に実施された望闕礼などにその後の朝賀礼と会礼宴のあり方を追跡した。朝鮮国王による望闕礼は前国王の死去から一年後の成宗二年正朝には復活し、受職女真人と北部九州からの使節も会礼宴に招かれた。ちょうどこの頃に施行された「辛卯大典」では望闕礼を取りあげた規定に不備な点も指摘されたが、最終定着本の『經國大典』（「乙巳大典」）では是正されている。つまり、望闕礼に関する法的整備は成宗二年のうちにほぼその骨子が固まつていたと判断できる。そして、成宗五年になると受職女真人が朝賀礼に随班し、一〇〇名を超える「倭人と野人」が会礼宴に参席している。朝鮮王朝の礼と法が整備されるなか、正朝・冬至の国家儀礼は往事の賑わいを取り戻したのである。とりわけ、この五年間には王世子または百官が望闕礼を代行した形跡がないことに留意しておきたい。

三 成宗代における望闕礼の実施状況

1、望闕礼停止の事情

望闕礼は朝鮮国王にとって重要な国事行為であるにもかかわらず、成宗はやむをえずこれを停止したこともある。ここでは、望闕礼が停止される事由について検討することにしよう。参考までに、成宗代における望闕礼の実施状況を整理したのが【表Ⅰ】である。ただし、煩雑を避けるために聖節・千秋節の望闕礼は省略し、正朝・冬至に実施される二種の望闕礼に限定した。また、筆者は望闕礼後に王宮にて催される朝賀礼と会礼宴も一連の国家儀礼と考えており、朝賀礼と会礼宴の実施状況ならびに特記事項をあわせて添付した。

(1) 国喪

管見の限り、成宗代における正朝・冬至の国家儀礼に関する事例は、【表Ⅰ】【表Ⅱ】に示したとおり四九例である。このうち、【表Ⅰ】をみると、成宗一四年冬至から同一六年正朝までは望闕礼に関する記録を欠くことに気づく（【表Ⅰ】の27~30）。そこでまずは成宗一四年の正朝と冬至の記録を比較検討してみよう。

M上率百官、行望闕礼、又賀大王大妃・仁粹王大妃・仁惠王大妃殿、進表裏、○御勤政殿、受賀、○上進宴于三殿、命召宗親一品・六曹判書以上、賜酒樂、又命武臣正二品以上及入直諸将・兼司僕・内禁衛等、射侯、（『成宗實錄』卷一五〇、一四年正月朔甲午条）
N冬至、百官分半、進表裏、一半詣景福宮、進表裏于兩殿、（同書卷一六〇、一四年一月癸卯（一四日）条）

前者の正朝の史料Mは、望闕礼後に成宗が勤政殿にて百官の朝賀礼を受け、大王大妃・仁粹王大妃・仁惠王大妃殿に表裏を進めたのち、この三殿のために宴を設けたことを伝える。成宗は宴席にて宗親と高級官僚に酒を賜い、また武臣に命じて射術を競わせた。これに対して同年冬至の史料Nの場合、「百官半ばに分かれ表裏を進む。一半は景福宮に詣み、表裏を両殿に進む」とあり、望闕礼とその後の朝賀礼に関する記録はない。望闕礼を停止した理由こそ記されていないが、表裏を進めた対象が正朝では「三殿」であつた（史料M）のが、冬至では「両殿」となっている（史料N）。それゆえ、成宗一四年冬至の史料Nに望闕礼と朝賀礼に関する記録がないのは、国喪にあたつていたためではないかと容易に察せられる。

実際に、大王大妃つまり世祖妃の貞熹王后がこの年成宗一四年三月末に忠清道温陽の行宮にて死去している⁸⁷。そのため、成宗は翌一五年の正朝には望闕礼を実施せず、百官による朝賀礼も受けなかつた⁸⁸。次に引く成宗一五年冬至の実録記事は、世祖妃の死去とという国喪が朝鮮の宮中儀礼におよぼした影響を端的に伝える。

冬至、上詣泰慶殿、行祭、○礼曹啓曰、前此、冬至賀礼、上率百官、先賀兩殿、故先於兩殿、次於大殿、今則以權停礼、妃殿、進表裏、○御勤政殿、受賀、○上進宴于三殿、命召宗親一品・六曹判書以上、賜酒樂、又命武臣正二品以上及入直諸將・兼司僕・内禁衛等、射侯、（『成宗實錄』卷一七二、一五年一月戊申（二五日）条）
ここには成宗による泰慶殿（世祖妃の魂殿⁸⁹）での行祭を記録しており、成宗が王宮にて望闕礼を実施した形跡はない。成宗が泰慶殿で世祖妃を弔うと、礼曹は冬至の朝賀礼に関して「今則ち權停礼を以て、只だ百官、賀を陳べんとす」と上奏した。成宗はこ

【表 I】成宗代前半期における望闕礼の実施状況

	年月日	望闕礼	朝賀礼	会礼宴	特記事項
1	元・正・1				
2	元・11・21		権停礼		
3	2・正・1	○	○	○	会礼宴に倭・野人、入参す
4	2・11・2	○	○		
5	3・正・1	停止	停止		景安殿斎戒
6	3・11・13	○	○	功臣宴	
7	4・正・1	○	○	○	倭人仇難洒毛等15人・野人軍有等70人、宴に与る
8	4・11・23	○	○		
9	5・正・1	○	○	○	倭人永書記等13人・野人要時老等96人、会礼宴に入参す
10	5・11・5	○	○	功臣宴	兀良哈於麟可等22人隨班す。倭人・野人、侍宴す
11	6・正・1	○	○	○	倭人不二等3人、野人割里等4人、入参す
12	6・11・16	○	○		
13	7・正・1	○	○	○	倭人・野人、宴に与る
14	7・11・26	停止	権停礼		雨
15	8・正・1	○	○	○	一岐州上松浦塙津留助次郎源経の使人等、兀良哈副万戸阿哈等10人、隨班す。崇義殿副使王循礼、兀良哈中枢金波多尚等11人、倭人觀書記等39人、宴に与る
16	8・11・8	○	○	豊呈	宴を三大妃殿に進む
17	9・正・1	○	○	○	
18	9・11・20	○	○	功臣宴	
19	10・正・1				密城君琛卒す
20	10・11・1	○	○		後苑に御し、宗親の射を観る
21	11・正・1	○	○	○	倭・野人、宴に入参す
22	11・11・11	○	○	豊呈	
23	12・正・1	○	○	○	兀良哈中枢阿伊多介等11人、來りて土宜を献ず。倭人・野人、宴に与る
24	12・11・22	停止			雨雪。百官、表裏を進む
25	13・正・1	○	○	豊呈	対馬州大守宗貞国、閨書記を遣わし土宜を献ず
26	14・正・1	○	○	豊呈	
27	14・11・14				大王大妃の死去
28	15・正・1				
29	15・11・25		権停礼		上、泰慶殿に詣みて行祭す
30	16・正・1		権停礼		
31	16・11・6	○	○	○	

*表の年月日は『成宗実録』の当該年月日条による。また、データは『経国大典』実施の成宗16年までとした。

【表Ⅱ】成宗代後半期における望闕礼の実施状況

	年月日	望闕礼	朝賀礼	会礼宴	特記事項
32	17・正・1	停止	停止	功臣宴	大雪
33	17・11・18	○	○	○	
34	18・正・1	○	○	○	
35	18・11・29	停止	停止		雪
36	19・正・1	○	○	○	
37	19・11・10				文昭殿・延恩殿に親祭
38	20・正・1		停止		月山大君死去のためか
39	20・11・20	○	○	○	兀良哈中枢亦塔忽等8人、来朝
40	21・正・1	○	○	○	倭人盛能等39人、野人南羅等85人、宴に入参す
41	21・11・1	○	○	○	肥前州五島宇久守源勝・一岐州守護代官真弓兵部少輔源武・対馬州大守宗貞国の使人、土宜を献ず
42	22・正・1	○	停止	○	星変に因り賀を受けず
43	22・11・13				「冬至」とあるのみ
44	23・正・1	停止		○	雨
45	23・11・23	○	○	○	大宰府都督司馬小卿政尚の使人、土宜を献ず。斡朶里中枢浪都郎哈等7人、来朝す
46	24・正・1	○	○	○	倭人阿可馬多羅沙也文等13人、野人浪都浪介等62人、入参す。兀良哈僉知羅松介等14人、土宜を献ず
47	24・11・4	○	○	○	斡朶里中枢奴木哈等7人、来朝
48	25・正・1			豊呈	
49	25・11・15		権停札		

*表の年月日は『成宗実録』の当該年月日条による。

れを許可しているから、この年冬至の朝賀礼は朝賀礼により簡略に実施されたと考えられる。明けて成宗一六年正朝の記録にも、百官分半、以權停例賀正、如儀、一半詣景福宮、賀兩大妃殿、命都承旨權健、進表裏于兩大妃殿、（『成宗實錄』卷一七四、一六年正月朔甲申条）

とあり、二手に分かれた百官は權停例（權停札）により正朝を祝つた。もちろん、このとき成宗は玉座にはあらわれず、朝賀礼を受けたわけではない。

対明遙拝儀礼である望闕礼が通常の国家儀礼として復活するのは、次に示すように成宗一六年の冬至である（【表I】の31に対応）。

冬至、上率百官、行望闕礼、仍進表裏于兩大妃殿、○御明政殿、受賀、○上進宴于兩大妃殿、仍命饋領敦寧以上・議政府・六曹參判以上・漢城府・經筵堂上・都撫府大司憲・大司諫・入直諸將・承政院・弘文館・史官于殿庭、賜樂、伝曰、皆痛飲、又命參宴官、製至日七言律詩、以進、領敦寧尹壕醉酒、與妓号呶而舞曰、上既賜我此妓矣、人皆笑之、（後略）（『成宗實錄』卷一八五、一六年一月癸丑〔六日〕条）

この日、百官を率いて望闕礼を実施した成宗は九月に竣工したばかりの昌慶宮の正殿明政殿にあらわれて朝賀礼を受けた。明政殿が朝賀礼の舞台として登場するのはこの成宗一六年冬至の史料が初出である。望闕礼の舞台については記録を欠くが、おそらく朝賀礼の舞台と同じく明政殿であろうと思われる。⁽⁸⁾ 朝賀礼を終えると兩大妃（仁粹大妃と仁惠大妃）のために宴が設けられ、高級官僚は明政殿の殿庭にて宫廷音楽が奏でられるなか酒食を賜つて

いる。去る一〇月末に成宗は、「近ごろ國恤を以て久しう大妃殿の獻寿を廢す。今、冬至に於いて宴を進め、仍りて宰相に饋らんと欲す。然れども務めて豊華にすること勿かれ」と命じていたが、実際に催された冬至の宴席では音楽が奏でられ、成宗も「皆な痛飲せよ」と酒を勧めている。参席者の顔ぶれからみても、久々の宴は盛大であつたようである。

また、国王・王妃の死去のみならず、宗親の死去により望闕礼を停止した事例もみうけられる。次に示す成宗一〇年正朝の記録がそうである。

密城君琛卒、輟朝、吊祭・礼葬、如例、琛字文之、世宗後宮慎嬪金氏出也、（中略）訃聞、上悼甚、輟膳、（後略）（『成宗實錄』卷一〇〇、一〇年正月朔戊午条）

この年正朝の実録記事は世宗後宮の四男である密城君⁽⁹³⁾の卒伝に始まる。この日は望闕礼に関する記録はなく、朝賀礼と会礼宴も実施された形跡はない。「朝を輟⁽⁹⁴⁾む」とあることから、成宗は宗親の死を悼んで政務をとらず、食事も控えている。成宗は肉膳をとろうとしない大妃を気遣つており、王宮で会礼宴を催すどころではなかつたであろう。正朝という慶事と宗親の死去による弔事では両立しえまい。⁽⁹⁵⁾ 「望闕礼を停む」とは記録されていないが、「朝を輟⁽⁹⁶⁾む」とあれば、正朝の国事行為も中止されたと判断してよからう（【表I】の10）。

（2）国王の病気

事例はきわめて限られるが、国王の病氣により望闕礼を停止したこともある。かつて、世宗がその晩年期に病氣を理由として望闕礼を王世子に代行させたことは対照的である。次に掲げる成

宗二五年（一四九四）六月の実録記事をみてみよう。

○伝于礼曹曰、聖節望闕礼、固不可停也、然予暑証未殄、若強為之、則恐或復作、其停之、（『成宗実録』卷二九一、二五年六月丙戌〔二九日〕条）

この史料○によれば、成宗は「聖節の望闕礼は固より停むべからざるなり」と前置きしたうえでこの年の聖節の望闕礼を停止することを礼曹に伝教した。「予の暑証、未だ殄⁽⁹⁷⁾きず。若し強いて之を為せば、則ち或いは復た作⁽⁹⁸⁾るを恐る」とあることから、成宗は当時、暑氣あたりであったようである。とはいへ、国王の下命であるからといって、それが確実に実施に移されたとも限らない。

そこで、この年の聖節にあたる七月三日の記録をみると、望闕礼に関する記録はない。⁽⁹⁹⁾ 望闕礼停止の命が下り、当日の実録記事に実施の記録を欠くのであれば、聖節の望闕礼はさきの伝教どおりに成宗の病氣のため停止されたと判断してよかろう。この年冬至に百官は權停礼をもつて朝賀礼を執り行つたが、成宗が望闕礼を実施したとの記録はない。⁽¹⁰⁰⁾ おそらくは、世祖の「今後は予が望闕礼を実施しない場合は、百官もまたこれを代行してはならぬ」との下命⁽¹⁰¹⁾を継承し、成宗もまた望闕礼の代行を認めなかつたのであろう。そして成宗は暮れの一二月に三八歳で生涯を閉じた。⁽¹⁰²⁾

しかし、聖節の望闕礼の停止は対明外交政策の後退を意味する

ものではない。この年四月に成宗は中枢府同知事の河叔溥を聖節使として明へ派遣しており、明に対する事大の礼をつくしていれる。聖節の国家儀礼が形骸化しているのは、むしろ明のほうであつた。帝都北京より帰朝した河叔溥の復命報告をみてみよう。

聖節使河叔溥回自京師、伝曰、成希顏言、広寧有此童子云、

皇帝有病、然乎、叔溥對曰、臣亦聞、皇帝有病、又見龍顏、

不潤沢、常晏起視朝、或至日高三四竿、聖節賀日、朝班無序、儒生或歷士大夫之列贊唱、而或有不拜者、我国人蹴而使拜、

然後乃拜、又人言、皇帝寵待后戚、多出內藏珍寶、月給三四度、（『成宗実録』卷二九四、二五年九月庚子〔一五日〕条）

（傍線は筆者。以下、同じ）

河叔溥の発言には「龍顏を見るに潤沢ならず、常に晏⁽¹⁰³⁾く起きて視朝し、或いは日の高さ三・四竿に至る」とあるから、肌にはつやがなく、日々の政務にもあまり熱心ではない、というのが孝宗弘治帝に対する性格的イメージのようである。そのうえ、彼の帝都での体験によれば、明の宮闈では聖節を祝う朝賀礼の班列に序列はなく、「我が國の人⁽¹⁰⁴⁾が（明の士大夫を）蹴とばして拜礼させたのち、はじめて拜礼を行いました」と嘆くほどであつた。⁽¹⁰⁵⁾ 武科出身のゆえか、やや乱暴な振る舞いではあれ、朝鮮使節がみたのち、はじめて拜礼を行いました」と嘆くほどであつた。河叔溥がやや誇張して成宗に報告した可能性も想定すべきであろうが、彼は清簡つまり清らかで慎みぶかい性格で、朝鮮政府内の評判はすこぶるよい。それゆえ、河叔溥の発言は聖節使としての体験に基づく「中華」批判の一例とみなすこともできよう。

（3）気象条件

これまでにみたように、朝鮮国王は事情によつては望闕礼を停止しているが、成宗代にみられる望闕礼停止の顕著な理由のひとつとして、気候条件をあげることができる。とりわけ正朝と冬至はその季節柄、雪または雨に見舞われることがある。以下、その事例をいくつか提示することにしたい。

P 冬至、因雨雪、停望闕礼、百官進表裏、（『成宗実錄』卷一三
五、一二年一一月壬辰〔二二日〕条）

Q 伝于承政院曰、大雪初霽、因日氣溫暖、慮百官霑服、其停望
闕礼與賀礼、○上進曲宴于兩大妃殿、○御仁政殿、宴功臣、

命侍宴諸功臣、製元日宴功臣律詩、（同書卷一八七、一七年
正月朔戊申条）

R 冬至、以雪停望闕及賀礼、○命饋宗親・儀賓一品以上・議政
府・六曹・承政院及入直兵曹・都摠府諸將・弘文館、（同書
卷二〇九、一八年一一月甲子〔二九日〕条）

第一の史料Pには、降雪のため冬至の望闕礼を停止したとある。

常識的にある程度の判断はできるものの、実際に降雪が国家儀礼
にいかなる影響をおよぼしたのかについては記録に残っていない。
その点、第二の史料Qは具体的な事情をわれわれに知らしめる。

この日は「大雪初め霽る。日氣溫暖に因り、百官の服を霑らす
を慮る。其れ望闕礼と賀礼を止めよ」とある。そのため、正朝の
望闕礼とこれにつづく百官の朝賀礼は停止された。ただし、兩大
妃のための曲宴（小規模な宴会）と仁政殿での功臣宴は催された。

曲宴と功臣宴には文武百官がすべて参席を許されるわけでもない
であろうから、とくに支障はなかつたものと思われる。第三の史
料Rは、第一の史料Pと同様、降雪のため冬至の望闕礼と朝賀礼
を停止したことを記す。雪のなか王宮で国家儀礼を執り行うこと
はやはり困難であったのであろう（以上、順に【表I】の24、
【表II】の32・35に対応）。

このほか、降雪ばかりでなく降雨のために成宗が正朝の望闕礼
を停止したこともある。

停望闕礼、以雨故也、○命承旨許琛・尹坦、詣昌慶宮、進表
裏于兩大妃殿、○上進宴于兩大妃殿、仍召宗正一品以上・領

敦寧以上・議政府・議賓府・六曹・漢城府・入直都摠府諸將・
承政院・弘文館員、賜酒樂于明政殿庭、下玉杯、（後略）
（『成宗実錄』卷二六一、二三年正月朔壬申条）

ここには「望闕礼を停む。雨の故を以てなり」と望闕礼停止の
理由を明確に記録に残している。望闕礼にひきつづき実施される
朝賀礼については記録を欠くものの、おそらくは雨のため停止さ
れたのであろう（【表II】の44）⁽¹⁴⁾。

以上の諸事例から、『經國大典』には正朝・冬至・聖節・千秋
節の名節に朝鮮国王が百官を率いて望闕礼を実施することが明記
されてはいるものの、当日の気象条件によつては実施されなかつ
たことが明らかとなつた。常識的に考えれば推測可能なことでは
あろう。しかし、「東方礼義之國」である朝鮮にとつて、望闕礼
の停止は非常識な不測の事態であつたと理解させていたのではな
いかと思われる。

2、天譴思想と宮中儀礼

国家儀礼が停止にいたる事情として、成宗代にはいまひとつ特
異な事情がある。否、むしろ儒教社会である朝鮮にとつてはもつ
とも正当な事情というべきであろう。その事情とは、降雪・降雨
などの悪天候ではなく、いわゆる天譴思想である。すでに前稿で
指摘したように、日食が起きた太宗一三年（一四一三）正朝に太
宗は向闕礼（望闕礼）を中止したが、世宗代になると日食といえ
ども望闕礼を実施し、ただ雅樂の演奏は控えた。世宗は天変に対
応して（表II）⁽¹⁵⁾

する畏怖の念を強調する儒者官僚の反対意見を押し切つただけでなく、太宗代の前例をも覆したのである。朝鮮国王にとつて君臣儀礼に相当する望闕礼の実施は天変に優先する国事行為であり、世宗代における強固な事大政策のあらわれとみなしうる。

成宗代の場合、同じ天変でも日食ではなく、星変が国家儀礼の実施に影響をおよぼしたことがある。その具体相を成宗二年正朝の事例から探つてみよう。

S 蜂星移在天倉東、有星移在天倉西、太白昼見、○上率百官、行望闕礼于明政殿、仍賀両大妃殿、進表裏、○停賀礼、百官進表裏于両殿、○伝于承政院曰、今日、予欲進宴両大妃、而両殿不許、故停之、然歲首不可不上寿、請奏樂、両殿教曰、主上因星變不受賀、我等何敢聽樂、予固請、仍許之、若声聞于外、恐外人不知予至情、以我無戒懼之心也、〔成宗實錄〕卷二四九、二二年正月戊寅朔条)

この史料Sの冒頭には「蜂星移りて天倉（ハクジラ座）の東に在り、星移りて天倉の西に在るもの有り。太白（ハキ女星の古名）、昼に見わる」とみえるごとく、成宗二年正朝の実録記事は天文記録から始まる。星ぼしが東の空から西の空へと天を渡る様子、そして金星が最大光輝となつて白昼に南中した姿を観測している。

古来、「太白昼見」（太白經天ともいう）は兵革（クーデタ）の前兆とされ、凶兆と考えられた。前朝高麗でも「太白昼見」は災いの兆しとして記録・解釈され、この星変があると高麗国王は正殿を避けて政務をとり、また厄払いの祈祷を実施した。¹⁰⁸ 蜂星の出現も国王の発病・死去の前兆、あるいは近臣・諸侯による反乱の前兆と考えられ、為政者にとつては恐怖の対象でしかなかつた。¹⁰⁹

史料Sはこうした星変の観測記録につづき、成宗が百官を率いて明政殿にて望闕礼を実施したことを伝えるが、正朝にもかかわらず「賀礼を停む」と記す。ここまで記録では朝賀礼を停止した事情は判然としない。しかし、これにつづく承政院への伝教内容から、朝賀礼の停止が星変による臨時の措置であつたことが知られる。この日の伝教によれば、成宗は年頭にあたり宴を両大妃に進めようとした（これを豊呈という。慶事に開かれる寿宴のこと）ところ、両大妃がこれを許さなかつたため断念した。そこでせめて音楽を奏でたいと請うたが、両大妃は「主上、星変に因り賀を受けざるに、我等何ぞ敢えて樂を聽かんや」とこれを固辞した。結局、両大妃は成宗のつよい勧めに折れて音楽だけは許可するのだが、成宗は「若し声外に聞こゆれば、恐らく外の人は予の至情を知らず、我の戒懼の心無きを以てするなり」と周囲の評判を気にかけている。為政者にとつて天体の異変は用心すべきものであり、定例の国事行為も控えるべきと考えられていたのである。¹¹⁰ ただし、成宗は正朝を祝う朝賀礼こそ停止したが、望闕礼は実施しているため、正朝当日の史料Sのみでは成宗の望闕礼に対する姿勢を考えるには充分とはいえない。

成宗は正朝当日の星変により急遽、朝賀礼の停止を命じたわけではない。前年暮れの実録記事には、たとえば次のような記録が残るからである。

T 司諫院司諫權景祐等上劄子曰、臣等聞、人君奉天理物、一聴於天、一風雷之変、一草木之妖、尚不敢自安、況今夏震人闕庭、至冬星文失度、經月未弭、而又於忠清大雷電震人、天之示異甚矣、此正殿下恐懼修省之時也、正朝受賀・会礼宴等事、

尚未命罷、其於謹天戒之時、御正殿、受賀、率群臣宴樂、何如也、為上之礼、不可廢也、只行望闕礼・両殿進宴、余皆罷之、以答天譴、不勝幸甚、不聽、〔『成宗実錄』卷二四八、二年一二月癸酉〔二六日〕条〕

司諫院司諫（司諫院の次官。従三品）權景祐等の上奏文によれば、前年の成宗二一年は災変があいつぐ年であった。夏には王宮内で落雷があり、冬には天体が乱れてやまず、忠清道でも大きな落雷があったという。実際に七月一日の実録記事には「大雨、大雷電」と記録され、その翌日に成宗が議政府に下した伝旨には「今月初一日、人を闕庭に震わす」とある。地震ではなく落雷である。一月下旬になつて太白星が白昼にあらわれ、彗星の観測もあいついで報告されるようになると、成宗は承政院に伝教して「星変此の如し。予、甚だ之を惧る」と語つたほどである。忠清道に落雷があつたのは一二月一七日の昼頃のことと、場所は稷山県、翌日は風雪のためにあたりは何もみえず、稷山在住の私婢が落雷により死亡したとの報告がある。このように天は繰り返し異変を告げて譴責しているのであるから、国王殿下はおそれかしこみ修身・反省すべきである、と司諫院は成宗を諫めた。そして〔恐懼修省〕の具体的な方法として司諫院は、正朝の朝賀礼と会礼宴の停止を進言している。しかし、「上の為の礼は廢すべからざるなり。只だ望闕礼・両殿の進宴を行い、余は皆な之を罷め、以て天譴に答うれば幸甚に勝えず」とあるように、明帝のための望闕礼と両大妃のための豊皇は天災といえども例外であった。成宗は司諫院の諫言に対しても「聽さず」と回答し、朝賀礼と会礼宴の停止を受け入れなかつたが、すでにみたように年が明けると成

宗は正朝の朝賀礼を停止した（〔表Ⅱ〕の42、および史料S）。つまり、成宗は災変にあつても正朝の一連の国家儀礼をすべて実施する考え方であったが、天譴思想の影響を受けた当時の儒者官僚は百官による朝賀礼とその後の酒宴を控えるべきものと考えていたのである。成宗と儒者官僚の共通理解は、明帝に対する望闕礼が国内の朝賀礼に優先する国事行為であった点である。

成宗二一年後半期にあいついだ災変により、朝鮮政府では正朝の国家儀礼のほか除夜の火山台と儺礼の観覽も論議の対象となつた。火山台は火棚・火山棚ともいい、禁苑にやぐらを組んで灯籠を山の形にならべた舞台施設のことである。¹⁵⁾火山台の観覽は除夜のみならず、正朝の夕刻に催されることもある。また、儺礼とは本来、鬼を追い払い慶事を迎え入れるための宗教的儀式であるが、朝鮮時代にはすでに儺戯つまり演劇的行事としての雑戯に変質して¹⁶⁾いた。年の瀬を迎えた頃、国王の諮問機関である弘文館と成宗のあいだでは、これらの除夜の行事をめぐつて次のような応酬があつた。やや長い記録だが、煩をいとわず全文を引用する。

U①弘文館副提学李諱等上劄子曰、伏見、殿下近以星文之変、省躬罪已、減膳求言、其祇畏天戒至矣、然而火山台之設、出於戯玩、儺雖古礼、亦近於戯、古者方相氏掌之、逐疫而止、若人主因儺而觀雜戯、則古未聞也、有司欲踵前例、殿下從之、其在謹天戒之時、有此玩細娛之具、是豈敬天之誠乎、況聞今月十七日、忠清道稷山、有雷電震人之異、雷既不時、震人亦甚矣、災不虛應、必有所召、伏望、殿下更加兢惕、觀儺・觀火・会礼等事、並令停罷、克盡遇災應天之实、不勝幸甚、②伝曰、火山台之設、雖近於戯、亦是軍國重事、觀儺逐疫、雖

戯事、皆消災・鬪邪之具、縱有星變雷電、奚由於此、会礼宴非為一己之樂、上有兩大妃、欲獻壽盃耳、③譁等啓曰、臣等所言災變、非由此事而作、時方減膳求言、修省恐懼之日、如此等事、所宜一切停罷、嚴加敬畏、以答天譴云耳、会礼宴則殿下欲獻壽於兩大妃、臣不敢更言矣、④伝曰、爾等所言、深有義理、然觀讌・觀火、非以玩戲而為之、只為兩殿逐邪耳、会礼宴則當元日、獻壽兩宮、仍與群臣慶會、可謂兩全何過之有、『成宗實錄』卷二四八、二一年一二月辛未〔一四日〕条（史料中の番号①～④は筆者）

弘文館副提学（弘文館の専任館長。正三品堂上官）は、火山台の設営は演劇的性格を持つ雜儀から出たものであり、讌礼も古礼とはいえ、これもまた雜戯に近い。かつては周の方相氏が仮面をかぶつて疫病を追い払ったにすぎず、国王が追讌の儀式にちゃんと雑戯を観覧したことなど聞いたことはない。天の譴告に対して慎み深く行動しなければならないときに、些細な楽しみのために準備をするのは天を敬うことになりますまい。殿下はいまいっそして成宗は逐一異を唱えた。火山台はたしかに雑戯に近いが、これは軍政・国政上、重要な行事である。また、讌礼を観覧して疫病を追い払うことは、戯れごととはいえ、災いをなくし邪氣を退けるためであつて、昨今の星変・雷電とは関係がない。会礼宴も自分自身が楽しむために催すわけではなく、目上の両大妃のためには杯を捧げて慶事を祝いたいだけである、という（史料U②）。成宗は、当時の火山台と讌礼が雑戯に近い性格を持つことは認め

ながらも、火山台は「軍国の重事」であり、讌礼ともども「消災・鬪邪の具」であることを強調する。この成宗の考えに弘文館の態度はやや軟化した。弘文館は、火山台や讌礼の実施が昨今の災変をもたらしたといつてはいるのではない。いま国王は食事を質素にして臣下の直言を求め、身を慎むべきときである。それゆえ、今回はこれらの行事を一切中止して天譴に答えるべきである、と進言しているにすぎない。ただし、会礼宴に関しては殿下の両大妃に対する心情を察し、あえてまた申し上げることはいたしません、という（史料U③）。弘文館は火山台と讌礼の実施に対して批判的であるが、会礼宴については黙認している。となれば、成宗は両大妃のことを持ち出せば、弘文館を説得できることになる。はたして成宗は、「爾等の言うところは深く義理あり」としたうえで、「然れども觀讌・觀火は玩戯を以て之を為すにあらず、只だ両殿の為に邪を逐うのみ。会礼宴は則ち元日に當りて寿ぎを両宮に献じ、仍りて群臣と慶会するものなり」と主張する（史料U④）。成宗は除夜の火山台と讌礼、そして年頭の寿宴を是が非でも実施したかったとみえる。翌日、さらに司憲府も「今、彗星の變有り、又た雷震の異有り」と前置きしたうえで、火山台・讌礼・会礼宴等をしばらく停止するよう成宗に請うたが、やはり許されなかつた。¹⁸⁾ さながら、王権と台諫（諫言を掌る司憲府と司諫院の総称）の攻防の様相を呈している。

結局、成宗は火山台の観覧について「台諫は停罷せんと欲すと雖も、是れ軍國の大事なれば、停むべからざるなり」との判断を曲げず、讌礼については台諫の上奏を受け入れて「予及び両殿、焉を觀んと欲せず」との見解を示した。¹⁹⁾ 火山台は実施、讌礼は中

止とするのが成宗の考え方である。ただ、正朝の豊臣に關しては両大妃が災変を理由にこれを断つたため、その後に開かれる百官のための会礼宴とあわせていつたん中止を決定した。⁽¹²⁾

こうした成宗二一年末から翌年正朝までの星変と国家儀礼に関する論議、そしてその実施状況をつぶさに追跡してみると、対明遙拝儀礼である望闕礼の実施については政府内で何ら問題視されていない。つまり、朝鮮国王も儒者官僚も、明帝を遙拝する望闕礼の実施を当然の国事行為として認識していたのである。

四 王宮に集う「倭人と野人」の朝鮮観

すでに前稿でも触れたように、建国草創期より正朝・冬至の国家儀礼には朝鮮の文武官僚のみならず、異域からの使者がたびたび参席している。⁽¹³⁾とりわけ目立つのは「倭人と野人」である。本稿ですでに検討済みの成宗代初期に限つても、成宗二年・四年・五年の正朝に催された会礼宴には「倭人と野人」が参席していた（表I）の3・7・9、および史料FHK）。とりわけ成宗五年の冬至の場合、朝賀礼に受職女真人が随班して土産を献上し、その後の宴にはやはり「倭人と野人」が招かれている（表I）の10、および史料L）。そこで、ここでは成宗代の朝賀礼と会礼宴に参席した「倭人と野人」の朝鮮観に迫つてみたい。

まずは、成宗八年正朝の事例をみてみよう。この史料には「倭人と野人」だけでなく、意外な人物が登場する。

V上率百官、行望闕礼、進裏表于三大妃殿、○御仁政殿、受賀、日本国一岐州上松浦塙津留助次郎源経使人等、及元良哈副万

戸阿哈等十人隨班、獻土宜、（中略）○御仁政殿、行会礼宴、

（中略）崇義殿副使王循礼・元良哈中枢金波多尚等十一人、倭人觀書記等三十九人、與宴、（後略）（『成宗實錄』卷七五、

八年正月朔庚子條）

史料Vによれば、成宗はまず百官を率いて望闕礼を実施し、仁政殿にて百官の朝賀礼を受けた。正朝の朝賀礼に参列したのは朝鮮の文武官僚だけではない。この日は壱岐の塙津留氏が派遣した使者、ならびに受職女真人の阿哈等一〇人が朝賀礼に隨班し、土宜を献上している。塙津留源経は朝鮮と通交のあつた歳遣船定約者の一人である。ただし、一四七二年（成宗三）に壱岐で起きた政変により塙津留氏は対馬に亡命している。⁽¹²⁾よって、このときの遣使には対馬宗氏の関与も考えられよう。一方の阿哈は端宗二年（一四五四）二月に副万戸（従四品）に任じられて以来、一〇名前後でしばしば来朝し、成宗二四年正月には都万戸（従二品）となる。⁽¹³⁾朝賀礼における「倭人と野人」の随班はさほどまれなことではない。

そして同じく仁政殿にて催された会礼宴にも「倭人と野人」が五〇名参席している。「元良哈中枢金波多尚」は成宗三年に帰化して夫婦ともども漢城に在住する女真人である。彼はみずから履歴を「壬辰（＝成宗三年）秋初めに投化して僉知を授かり、甲午年（＝成宗五年）に嘉善（＝嘉善大夫。従二品）都万戸を授かる。深く上の恩に感ず」と語る。いわゆる向化女真人であり、朝鮮国王に忠誠を誓う姿勢がうかがえる。同席した「倭人觀書記」は塙津留氏が派遣した禪僧ではないかと思われる。ともあれ、会礼宴に集う「倭人と野人」の姿はこれまでにもたびたび目にした

光景である。ところが、この宴席には王循礼が登場する。王循礼は高麗第八代国王顯宗（位一〇〇九年—三一年）の末裔といわれる。文宗二年（一四五二）三月に忠清道公州にて「發見」され、同年七月以後、成宗一六年六月に没するまで高麗王家の靈を慰めるべく崇義殿（京畿麻田）に奉職した。⁽²⁵⁾ 王循礼が朝鮮国王主宰の宴席に出席したのはこれがはじめてではない。前年八月には王妃（成宗繼妃の貞顯王后尹氏）の冊立を祝う会礼宴にも参席し、このとき王循礼は殿庭ではなく殿内に座次を賜っている。それゆえ、おそらく王循礼は翌年正朝の会礼宴（史料V）でも厚遇されたであろう。成宗が宮中儀礼という晴れの舞台に前朝高麗の末裔を参席させたことは、その儀礼空間が朝鮮国王の美德と権威を内外に誇示するには格好の場であったからに相違ない。

とりわけ、朝鮮政府の野人に対する優越感は顕著であった。成宗は「予の厚待するは辺境を安んぜんと欲すればなり」と伝教し、承旨も「野人、効い順いて来附すれば、帝王の大度を以て引見せざるをえず」と答えたことがある。野人を厚遇することは北方の安全を保つことになり、南方の倭寇対策として倭人を撫接する外交政策と同じ文脈で理解できる。朝鮮政府の「倭人と野人」に対する接待儀礼は、政治的には辺境の保全という現実的な問題があつたのである。成宗に側仕える承旨は朝鮮国王を皇帝になぞらえ、悠然たる広い心で野人を接見せざるをえないという。朝鮮国王の威徳を慕つて帰順した野人に対する華夷意識である。

では、「倭人と野人」は名節の国家儀礼に参席することに対してもいかなる意識を抱いていたのであろうか。史料はきわめて限られるが、たとえば成宗代後半の実録記事には次のような記録が残

る。

W上率百官、行望闕礼、進表裏于兩大妃殿、○御仁政殿、受賀、

上進宴于兩大妃殿、○御仁政殿、行会礼宴、倭人阿可馬多羅沙也文等十三人、野人浪都浪介等六十二人、入參、伝于倭・

野人曰、今日乃正朝、予饗群臣、爾輩亦可醉飽、皆對曰、上恩至大、敢不醉飽、賜物有差、○兀良哈僉知羅松介等十四人、來獻土宜、（『成宗實錄』卷二七三、二四年正月朔丁卯條）

この史料Wも望闕礼→朝賀礼→会礼宴とつづく正朝の国家儀礼の模様を伝える。とくに仁政殿にて催された会礼宴の場面については、「倭人阿可馬多羅沙也文等十三人、野人浪都浪介等六十二人、入參す」と記録する。「阿可馬多羅沙也文」とは、朝鮮語音から判断して「太郎左右衛門」であろうが、その実像についてはいまのところ不明である。一方の「野人浪都浪介」もまた同じく史料Wにのみあらわれる人名であり、情報不足は否めない。とはい、七〇名を超える「倭人と野人」が昌徳宮の正殿に集い、会礼宴で酒食にあづかっていることは注目してよい。この記録で興味ぶかいのは「倭人と野人」に対する成宗の発言である。成宗は「今日は乃ち正朝なれば、予、群臣もとなを饗す。爾輩も亦た醉飽すべし」といい、大いに酒宴を楽しむよう勧めている。成宗がいう「群臣」とは、朝鮮の文武官僚のみならず、朝鮮の宮中儀礼に参席する「倭人と野人」もこの範疇に含めていたのではなかろうか。これに対して彼らは「上（＝成宗）の恩、至大なれば敢えて醉飽せず」と答える。もちろん、ここには史官の誇張もあるから、この表現を額面どおり受け取ることはできない。しかしながら、経済的な利益を目的として来朝した「倭人と野人」にとつて、国

王成宗の恩義を称えることはけつして不利益をこうむるものではない。「倭人と野人」の来朝は朝鮮国王の華夷意識を満足させるためには必要な装置であり、逆に彼らも経済的利潤のためには朝鮮国王に対する称賛を惜しまなかつたであろう。両者の利害関係は一致していると考えてよい。

次に掲げる成宗二一年正朝の記録も「倭人と野人」の朝鮮觀を知る手がかりとなる。

X上率百官、行望闕礼、又陳賀于両大妃殿、進表裏、○御明政殿、受賀、王世子亦隨班、典設司守金応箕読箋、伝曰、（中略）○御仁政殿、設会礼宴、倭人盛能等三十九人、野人南羅等八十五人、亦入參、命承旨賜酒、仍賜物有差、（『成宗実錄』卷二三六、二一年正月朔甲寅条）

この史料Xもまた、正朝の望闕礼とその後に実施された朝賀礼ならびに会礼宴の様子を伝える。仁政殿で開催された会礼宴には「倭人盛能等三十九人、野人南羅等八十五人」が参席したという。成宗はこのときも「倭人と野人」に酒を振る舞い、そしてそれぞれに相応の下賜品を与えた。この年正朝の会礼宴に参席した「倭人と野人」は合計一二四名である。すでにわれわれは成宗五年正朝の会礼宴に参席した「倭人永書記等十三人、野人要時老等九十六人」（表I）の9、および史料K）という、一〇〇名を超える異域からの使者の姿をみたが、成宗二一年正朝の史料Xではこれを上回る「朝貢分子」が朝鮮国王主宰の宮中儀礼に集う。成宗代後半期では際立つ数字である。「野人南羅」は世祖七年（一四六一）に副万戸となつて以来、成宗一三年に都万戸、そして同一六年にはさらに昇格して中枢府の官職を得た受職女真人である。

Y吏曹參判李則上疏曰、臣竊聞、中朝素称我國為礼義之邦、而事大至誠、每加嘉歎、自殿下即位以來、尤謹其礼、拜表必親、迎勅必親、至於正至・節誕、亦莫不躬行其礼、一國皆知殿下之至誠、莫不觀瞻聳動、以為事上當如是也、（後略）（『成宗実錄』卷二〇七、一八年九月甲子〔二八日〕条）

方の「倭人盛能」とは、対馬島主宗貞国が特別に朝鮮へ派遣した使者である。この「權藤伊豆守盛能」は前年暮れに月山大君（成宗の兄）の死去に對して弔意を表すべく來朝し、正月下旬には帰國するが、彼がもたらした書契には月山大君の死を「陛下尊兄之登霞」と表現している。「陛下」と「登霞」の表現に注目したい。いずれも皇帝に對して用いる文言であり、朝鮮の「東藩」（東の藩屏）を自称する対馬宗氏が成宗と朝鮮王室に對して最大の敬意を払つていたことは疑いない。もちろん、敬意の裏側には經濟的利潤と島内支配の利権があろう。それでも、この年正朝の会礼宴に一〇〇名を超える「朝貢分子」が取り込まれたこと、そしてその様子を王朝の官撰記録に残したこととは、當時の朝鮮王朝の華夷觀・世界觀とけつして無縁ではあるまい。

五 対明外交儀礼としての望闕礼

朝鮮初期における望闕礼の性格に關して、筆者はすでに一五世紀前半の事例研究を通して不充分ながらも一定の見解を示した。（13）では一五世紀後半の場合、朝鮮政府の儒者官僚は国王成宗の望闕礼に對する姿勢をいかに觀察していたのだろうか。史料の制約はあるものの、たとえば実錄記事には次のごとき記録が残る。

吏曹參判李則の發言によれば、成宗は即位以来、拜表・迎勅などさまざまな対明事大の儀礼を謹んで執り行い、「正至・節誕に至りても亦た躬ら其の礼を行わざること莫し」という。もちろん、自他ともに「礼義之邦」と認める朝鮮官僚の発言であり、またその内容も対明事大政策に関わることであるから、多少は差し引いて考える必要はある。しかし、成宗が望闕礼を忠実に実施していたことは、すでにわれわれも多くの事例で検討済みである（表Ⅰ）【表Ⅱ】（参照）。世宗がその晩年に望闕礼を王世子または百官に代行させ、また世祖にいたっては在位一四年間に望闕礼の親行はわずか四回であったことを想起すれば、成宗の対明遙拜儀礼に対する忠実さは際立つている。李則の「上（國）に仕えるとは、まさにこうでなければなりません」との発言は、誇張とばかりはいえまい。

ひるがえつて、成宗自身は朝鮮国王として望闕礼をいかなる姿勢で実施していたのであろうか。これもまた史料の制約は大きいものの、たとえば次の記録をあげることができる。

Z 伝于承政院曰、權柱言礼度事、善矣、予行望闕礼時、身雖在

此、豈有異於親自朝天乎、（中略）予觀、望闕礼時、朝班間山呼等事、多不用心、此豈可乎、其諭礼曹及司憲府、（『成宗

実錄』卷二八四、二四年一月己亥〔八日〕条）

この史料Zは昼講での侍読官（国王に経書を講じる經筵序の正五品官）權柱の發言に対する成宗の伝教である。權柱は「我が国は礼義の邦なり」といえ、百官には行礼の手順を知らない者も多く、また山呼（万歳）を称えるべきときに声も出せない者までいたため、「中朝の人、之を見れば豈に譏りて笑わざらんや」と

憂いていた。⁽³³⁾四日前には明政殿にて冬至の望闕礼が実施されており、おそらくその際の百官の立ち振る舞いが問題視されたのであろう。これに対して成宗は「予、望闕礼を行う時、身は此に在るといえども、豈に親しく自ら朝天するに異なること有らんや」と語ったのである。短い記録とはいえ、朝鮮初期における望闕礼の性格を端的に示すものであろう。朝鮮国王は毎年元旦には正朝使を、明帝の誕生日には聖節使を派遣するなど、名節ごとに朝貢使節を派遣することにより対明事大の礼をつくしてきた。本来は朝鮮国王みずからが帝都北京に赴いて明帝に拜礼すべきところであるが、そうすることもできない。そこでやむをえず、朝鮮の宮闕から明帝を遙拜する儀礼を実施することにより、その責めを負つてしているのである。朝鮮国王成宗にとって、望闕礼はまさに天子に謁見するに等しい国事行為であった。筆者が朝鮮初期における望闕礼を対明外交儀礼と性格づけるゆえんである。⁽³⁴⁾

む　す　び

以上で、本稿で課題とした朝鮮成宗代における対明遙拜儀礼の実態分析はひとまず終えたことになる。その考察にあたっては、正朝・冬至の望闕礼に引きつづき王宮の正殿で実施される朝賀礼と会礼宴も視野に入れ、また制度整備の過渡期にあつた一五世紀前半の諸事例との関連、さらには望闕礼の転換期となつた世祖代との関連についても留意した。本稿での考察結果を要約すれば、以下のとおりである。

（1）成宗代に先立つ睿宗代の場合、在位期間はわずか一年二

ヶ月であり、その期間は国喪にあたっていた。そのため、睿宗がみずから望闕礼を実施したことではない。しかし、文武百官が望闕礼を代行することもなかつた点に注目したい。父王世祖の「今後は予が望闕礼を実施しない場合は、百官もまたこれを代行してはならぬ」との下命を継承し、睿宗もまた望闕礼の代行を認めなかつたのではないかと考えられる。

(2) 朝鮮国王に望闕礼が復活するのは成宗二年正朝である。世祖七年以後、およそ一〇年ぶりのことであり、朝賀礼後の会礼宴には受職女真人と北部九州からの使節も参席した。成宗二年冬至には「琉球国王使」が来朝するが、これは偽使である。ちょうどこの年には「辛卯大典」が施行された。施行後に札曹は、地方官による望闕礼の実施、ならびに百官による朝賀礼の実施に関する規定を大典に追録するよう上奏して成宗の裁可を得ている。おそらくこの二点は「甲午大典」に盛り込まれ、そして最終的に「乙巳大典」(現存の『経国大典』)に定着したものと考えられる。

つまり、望闕礼に関する法的整備は成宗二年のうちにほぼその骨子が固まつたと判断できる。『国朝五礼儀』が成立する成宗五年には受職女真人が朝賀礼の班列に立ち、一〇〇名を超える「倭人と野人」が会礼宴に参席した。朝鮮王朝の礼と法が整備されるなか、正朝・冬至の国家儀礼は往事の賑わいを取り戻したのである。この五年間に王世子または百官が望闕礼を代行した形跡がないのは、『経国大典』の基盤を整えた世祖の前例を踏襲した結果であろうと考えられる。朝鮮初期の礼と法では望闕礼の代行規定は存在しない。

(3) 望闕礼は朝鮮国王にとつて最大級の対明儀礼であるが、

特殊な事情によりこれを停止することもある。まずは国喪であり、成宗代には大王大妃(世祖妃)と宗親の死去により慶事である正朝の国家儀礼は停止された。もちろん、前王の死去により王位を継承した場合も望闕礼は実施されない。第二に国王の病氣であり、これもやむをえない措置である。ただし、朝鮮国王が明への定期的な使節(たとえば聖節使)の派遣を怠ることはない。第三に気象条件をあげができる。具体的には降雪と降雨であり、気候上、正朝と冬至に影響することが多い。しかし、望闕礼の停止は『経国大典』と『国朝五礼儀』に規定はない。つまり、朝鮮の礼と法ではその停止を想定していないのである。この点は天災との関連から浮き彫りとなる。落雷・星変があいついだ年にも成宗は望闕礼を実施したが、百官による朝賀礼は受けなかつた。当時の儒者官僚は、地の災いは天の譴責であるという天譴思想の影響をつよく受けていたが、言官は朝賀礼と会礼宴の停止を求めて成宗に詰め寄ることはあつても、望闕礼については何ら問題としなかつた。これは、朝鮮国王と儒者官僚が望闕礼の実施を王朝国家における当然の国事行為と考えていたことの証左である。

(4) 望闕礼終了後の朝賀礼と会礼宴には受職女真人をはじめとして日本(とくに対馬と北部九州)からの各種使節のほか、高麗王氏の末裔も参席している。正朝・冬至の儀礼空間は朝鮮国王の美德と権威を内外に誇示するには格好の場であつたと考えられる。朝鮮政府が「野人」を厚遇した背景には辺境の防備という現実的な軍事問題があり、倭寇対策として「倭人」を撫接する外交政策と相通ずる。承政院は朝鮮国王の度量を「帝王の大度」と皇帝になぞらえ、対する「倭人と野人」も朝鮮国王の恩義を称賛す

る場面が実録記事に散見する。これら「朝貢分子」の代表格が朝鮮の「東藩」（東の藩屏）を自称した対馬宗氏である。対馬宗氏は書契に「陛下」の用語を使うなど、経済的利潤と島内支配のために朝鮮国王と王室には最大の敬意を払っていた。

（5）成宗は一五世紀朝鮮の歴代国王のなかで、もつとも忠実に望闕礼を実施した国王である。望闕礼の制度がいまだ整備段階にあつた建国草創期はともかく、世宗はその晩年期に望闕礼を王世子に代行させ、世祖代にいたつては望闕礼の実施記録それ 자체がまれであつた。成宗代がまさに礼と法の完成期であつたことを知らしめるには充分であろう。朝鮮国王はみずから帝都北京に赴いて大明皇帝に拜謁することに代え、王都漢城から王世子、そして文武百官とともに遠く明帝を遙拜した。望闕礼は朝鮮国王にとって文武百官とともに遠く明帝を遙拜した。望闕礼は朝鮮国王に示す装置としても機能していたのである。

では、朝鮮王朝に先立つ高麗王朝の場合、正朝・冬至にはいかなる国家儀礼を開設していたのであろうか。とりわけ、元・明交替期に相当する高麗末期に、高麗国王はあらたに東アジアの盟主となつた明の皇帝に対しいかなる国家儀礼を以て対応したのであろうか。朱子性理学（新儒教）で理論武装した「新興儒臣」とともに、元・明交替という東アジアの激動期をくぐり抜けた太祖李成桂が独自の判断で、そしてまた何の前例も調査することなく、即位後はじめて迎えた一三九三年の正朝に「帝正を賀う」儀礼を開城の寿昌宮で実施したとは思えない。次なる課題としたい。

註

究費補助金（基盤研究C（2）。研究課題「高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究」、課題番号一三六一〇四三五）による研究成果の一部である。

（1）

桑野栄治「朝鮮初期の対明遙拜儀礼——その概念の成立過程を中心にして」（『久留米大学比較文化年報』第一〇輯、二〇〇一年三月）。同「朝鮮世祖代の儀礼と王権——対明遙拜儀礼と圓丘壇祭祀を中心に」（『久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）』第一九号、二〇〇二年三月）。

（2）

『經國大典』卷三、礼典、朝儀条。

（3）

中村栄孝『朝鮮——風土・民族・伝統』（吉川弘文館、一九七一年一〇月）「III 十五世紀の朝鮮」六三—六五頁。

（4）

『韓國中世礼思想研究——五礼を中心으로』（一潮閣、서울、一九九一年九月）「第2章IV 成宗朝『國朝五礼儀』의成立」三七七—三七九頁、参照。

（5）

『經國大典』卷三、礼典、宴享条には「毎歲正朝或いは冬至に会礼宴を行う」とあり、これにつづけて割註には「王世子及び文武官、並な宴に赴く。王妃は内殿に宴し、王世子嬪及び内外の命婦、並な赴く」と定める。朝鮮時代の宮中宴享の概要是、李在淑他『조선조 궁중의례와 음악』（서울大学校出版部、서울、一九九八年八月）「II、가례（嘉礼）와 음악」八四—八六頁、朴廷蕙『조선시대 궁중

- (6) 中村栄孝「『海東諸國紀』の修撰と印刷について」(申叔舟著・中村栄孝解説『海東諸國紀』国書刊行会、一九七五年)
- (7) 渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、一九九六年九月)「第Ⅱ章 元会の構造——中国古代国家の儀礼的秩序」二九二頁。
- (8) 高麗大学校民族文化研究所・文化財管理局編(研究責任人・閔賢九)『朝鮮時代 即位儀礼と朝賀儀礼の研究』(宮中文化化再現行事考証研究叢書1) (文化財管理局、서울、一九九六年一二月)「第2部I、朝鮮時代 朝賀儀礼の性格」(執筆・李奉圭)、同書「第2部III、正至 朝賀儀礼——正朝와 冬至에 행하는 王世子와 百官의 朝賀」(執筆・韓亨周)。
- (9) 李奉圭、前掲「朝鮮時代 朝賀儀礼의 性格」一七一頁。
- (10) 韓亨周、前掲「正至 朝賀儀礼」二二一頁。
- (11) 韓亨周、前掲「正至 朝賀儀礼」二三二頁。
- (12) そもそも五〇〇年におよぶ朝鮮時代の儀礼関連史料を個人で抽出するには膨大な時間と労力を要する。本稿では朝鮮初期における正朝・冬至の望闕礼・朝賀礼・会礼宴を王朝による一連の国家儀礼とみなし、実録記事に基づいて

事例検討を試みるものである。

- (13) 震檀学会編(李相伯著)『韓国史(近世前期篇)』(乙酉文化社、서울、一九六二年三月)「第一編第一章 王權의 確立」一〇二頁。

- (14) 実録記事に申雲の卒伝はない。初見の実録記事によれば、端宗三年(一四五五)四月に申雲は左承直(内侍府の正五品)の職にある。そして睿宗即位年一〇月、康純(当時、領議政)・南怡(太宗の外孫)の獄事を平定した功績により、彼は申叔舟・韓明澮らとともに翊戴功臣一等に冊録され、資憲大夫(正二品)を授かって興陽君に封ぜられた。
- (15) たとえば、明の冊封体制下にあつた琉球では正朝と冬至に琉球国王が首里城にて中国皇帝の長寿を祈願する最大規模の王府儀礼(朝拜という)が実施された。この朝拜は朝鮮初期の望闕礼に近似する遙拜儀礼ではあるまいか。豊見山和行「琉球の王權儀礼——祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に」(赤坂憲雄編『王權の基層へ(史層を掘るⅢ)』新曜社、一九九二年五月)一九一—一九二・一九四—一九九頁。小島環禮「琉球の王權儀礼」(網野善彦他編『天皇と王權を考える(5王權と儀礼)』岩波書店、二〇〇二年七月)一七一頁。

- (16) 『睿宗実録』卷三、元年正月丙辰朔条。
- (17) 永昌殿は寿康宮(いまの昌慶宮)にあつた世祖の魂殿(國葬後三年間、国王の神主を納める宮殿)。世祖の神主(位

牌）はのち、成宗元年（一四七〇）一二月に宗廟に安置された。『睿宗実録』卷一、即位年九月庚辰（二四日）条。

『成宗実録』卷八、元年一二月戊午（一五日）・己未（一六日）条。『増補文献備考』（純宗二年、一九〇八）卷六〇、

礼考七、【補】魂殿、永昌殿条。

（18）睿宗は世宗三二年（一四五〇）正月朔日丁丑に生まれた。

『璿源系譜紀略』璿源世系、睿宗。

（19）世祖の死後、左議政（兼礼曹判書）朴元亨は、「（殿下の）誕辰は正朝と同日と雖も、諸道の獻する所の方物は別に封

じ、以て進めんことを請う」と上奏して睿宗の裁可を得て

いた。『睿宗実録』卷一、即位年九月丙子（二〇日）条。

（20）睿宗元年八月の実録記事には、「行上護軍尹岑を遣し、表

を奉りて大明に如き、聖節を賀いて方物を献じ、并せて金

剛山岡を進めしむ。太監等、聖旨を以て之を請う故なり」

とある（『睿宗実録』卷七、元年八月丙子「二五日」条）。

だが、聖節使尹岑一行は帰国後、睿宗の殯殿（國葬まで國

王の靈柩を安置する殿閣）に復命報告することとなつた

（『成宗実録』卷一、元年正月辛巳「二日」条）。

（21）新富学「南京還都——永樂十九年四月北京三殿焼失の波紋」

（『和田博徳教授古稀記念 明清時代の法と社会』汲古書院、一九九三年三月）六二・六六頁。

（22）かつて山内弘一氏は「中国に対しても自律性や自尊の意識を示すための表現の素材が、実は文化的にはまさに中國的な発想にそつてゐる」と指摘した。山内弘一「李朝初期に於ける対明白尊の意識」（『朝鮮学報』第九二輯、一九七九年

七月）七五頁。

（23）桑野栄治、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王權」九三・九四頁。

（24）『世祖実録』卷二九、八年一二月己丑（二九日）条。桑野栄治、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王權」一〇一頁。

（25）『睿宗実録』卷八、元年一一月丙申（一六日）条。『經國大典』の編纂経緯についてはさしあたり、朝鮮總督府中枢院調査課編（麻生武亀著）『李朝法典考』（朝鮮總督府中枢院、京城、一九三六年二月。復刻は第一書房、一九七七年八月）「第一章第一節 經國大典の編纂」、参照。

（26）『成宗実録』卷三、元年一一月戊申（二八日）条。

（27）『成宗実録』卷六三、七年正月戊午（二三日）条。震檀學會、前掲書「第一編第一章 王權의 確立」一〇三頁。

（28）崔承熙『朝鮮初期 政治史研究』（知識産業社、서울、二〇〇二年八月）「IV、成宗朝의 国政運営体制 외 王權」は国王の日常業務のひとつとして望闕礼に言及し、「成宗元年正朝は驚惶中のため、望闕礼と賀礼を行うことができなかつたようである」と推測した（三七九頁）。抽象的な表現であるが、崔承熙氏のいう「驚惶」とは具体的には國喪を指す。

（29）朝賀礼の際に国王が臨席せず、簡略に行う儀式を權停礼といふ。李奉圭、前掲「朝鮮時代 朝賀儀礼의 性格」一七三・一七五頁。

（30）『成宗実録』卷六、元年七月庚子（二四日）条。同書卷九、二年正月庚辰（七日）条。また、明側の記録は以下のとおり。

朝鮮国王李姫遣陪臣韓致義等、奉表貢馬及方物來朝、賀万寿聖節、（『明憲皇帝』卷八四、成化六年〔一四七〇〕）

一〇月辛酉〔一七日〕条）

万寿聖節、上詣奉先殿・皇太后行宮、行礼畢、出御奉天殿、文武群臣及四夷朝使、行慶賀礼、（同書卷八五、成化六年一月丙子〔二日〕条）

恒例の国家儀礼であるため、聖節といえども明側の記録自体も簡略である。参考までに、朴成柱「조선조기 遣明使節에 대한 일고찰」（『慶州史學』第一九輯、慶州、二〇〇〇年二二月）によれば、成宗が在位した二五年間には正朝使が二四回、聖節使は二五回、そして千秋使は一六回派遣されている（一五三頁）。

史料Fの「大王大妃」は前々国王世祖の妃尹氏、「王大妃」は前国王睿宗の繼妃韓氏（仁惠王后）を指す。史料Dでは成宗が表裏を進めたのはこの大王大妃と王大妃のみであつたが、史料Fでは「仁粹王妃」つまり德宗（成宗の父。世祖の長子桃源君）の妃韓氏がはじめて登場する。史料Gにはただ「三大妃殿」とのみ記されるが、もちろんこれは「大王大妃・王大妃・仁粹王妃殿」を指しており、以後、正朝・冬至に成宗が「三大妃殿」に表裏を進上する儀礼はほぼ定着する。

（32）韓亨周、前掲「正至朝賀儀礼」二二二頁の表1が成宗代の朝賀礼の施行回数を正朝の一件のみと提示するのは、成宗二年正朝の史料Fに「仁政殿に御して賀を受く」とあるのを指すのであろうか。しかし、筆者の調査によれば、成

宗代の朝賀礼施行回数は後掲の【表I】・【表II】に示したとおり、少なくとも三六件（五件の權停礼を含む）を確認することができる。

（33）『端宗實錄』卷一二、二年一一月辛未〔二四日〕条。桑野栄治、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王權」九五頁。

（34）これ以前の成宗元年八月には前国王睿宗の喪制が論議され、結局、睿宗の小祥（一周忌）を過ぎれば「衰を积きて吉に従う」、つまり臨時に喪服を脱いで吉服に着替えることになつた経緯がある。『成宗實錄』卷七、元年八月丙寅〔二一日〕条。

（35）村井章介『東アジア往還――漢詩と外交』（朝日新聞社、一九九五年三月）「十五・十七世紀の日琉関係と五山僧」によれば、自端西堂は博多の禪僧であろうと推定されている（一九四頁）。

（36）田中健夫『中世对外関係史』（東京大学出版会、一九七五年四月）「第二部第二 琉球に関する朝鮮史料の性格」三〇四・三〇五頁。村井章介『アジアのなかの中世日本』（校倉書房、一九八八年一一月）「IX 『倭人海商』の国際的地位――朝鮮に大藏經を求請した偽使を例として」（初出は田中健夫編『日本前近代の国家と对外関係』吉川弘文館、一九八七年四月）三四九・三五〇頁。

（37）『歴代宝案』（台湾大学、台北、一九七二年影印）第二冊、第一集、卷四一、一三二九頁。この咨文をめぐっては、和田久徳訳注『歴代宝案 訳注本』第二冊（沖縄県教育委員会、一九九七年三月）四一〇・四二一頁に從来の見解を簡

潔に整理している。

- (38) 橋本雄「朝鮮への『琉球国王使』と書契・割符制」—十五世紀の偽使問題と博多商人」（『古文書研究』第四四・四五合併号、一九九七年三月）九四頁。
- (39) 『世宗実録』卷五四、一三年一一月庚午（九日）条。桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拜儀礼」一一九頁。
- (40) 『世祖実録』卷二六、七年一二月辛巳（一五日）条。桑野栄治、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王権」一〇四頁。
- (41) 日本国王使光以一行の漢城到着は一〇月二三日、帰国は一二月一日である（『成宗実録』卷一二、二年一〇月辛卯〔二三日〕条、同書卷一三、二年一二月乙巳〔二日〕条）。三宅英利『近世日朝関係史の研究』（文献出版、一九八六年三月）「第一編第二章 通信使の初期形態」一〇九—一〇頁。
- (42) 原文は以下のとおり。
- 御仁政殿、宴日本國王使光以藏主等、宗宰入侍、命光以藏王進爵、賜物有差、（『成宗実録』卷一三、二年一一月甲辰〔六日〕条）
- (43) このとき「琉球国王使」と同席した「倭人皮古仇羅」は倭寇の後孫で、文宗即位年（一四五〇）に護軍（中央軍である五衛の正四品）を授かつた受職倭人である。皮古仇羅（彦九郎）の系譜とその通文は、韓文鍾「朝鮮前期の受職倭人」（『年報朝鮮学』第五号、一九九五年七月）一頁。
- (44) 藤本幸夫「書籍を通じてみた朝鮮と琉球の交流」（夫馬進編『増訂 使琉球錄解題及び研究』榕樹書林、一九九九年

九月）一七三頁。

- (45) 金波乙大と李多弄介の受職については、ケネス・R・ロビンソン「一四五五年三月の人名記録にみる朝鮮王朝の受職女真人」（『年報朝鮮学』第六号、一九九七年七月）巻末の表3・表4および表5、参照（六五・六七・七三頁）。

- (46) 李載浩「朝鮮政治制度研究」（一潮閣、서울、一九九五年一月）「中枢府機能考」（初出は『韓国史学』第一三輯、城南、一九九三年二月）一一〇—一二二頁。

- (47) 原文は以下のとおり。

御勤政殿、設会礼宴、野人知中枢院事金麻尚哈・李多弄介・柳尚同介・副使柳於麟介・同知事柳無澄哈・都万戸照麟可・李都弄吾・阿充哈等八人、倭僧四人、入殿内、侍宴、余各以類列坐庭下、命倭・野人在殿内者進酒、在庭者上殿賜酒、仍命起舞、（『世祖実録』卷四一、一三年正月戊辰朔条）

このとき李多弄介は殿庭ではなく、殿内にて酒食にあづかっている。世祖代に催された会礼宴については、桑野栄治、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王権」一〇二頁の表II、参考照。

(48) 九州探題渋川氏の朝鮮通交については、中村栄孝『日鮮関係史の研究（上）』（吉川弘文館、一九六五年九月）「二八『右武衛殿』の朝鮮遣使」七五一—七五五頁に詳しい。ただし、橋本雄「中世日朝関係における王城大臣使の偽使問題」（『史学雑誌』第一〇六編第二号、一九九七年二月）によれば、「九州都元帥源教直名義の使送は、実はほぼ一貫

して偽使ないし通交権の対馬所有と考えられる」という（六四頁）。

(49) 長節子『中世日朝関係と対馬』(吉川弘文館、一九八七年六月)「第一部第四章 仁位郡主歴代と仁位家血縁の当主たち」一四〇~一四一頁。

(50) 『海東諸國紀』日本国紀、一岐島、古仇音夫郷条。「秀」と「殊」は朝鮮漢字音「수 (su)」で音通する。宗殊の初見は、次に掲げる端宗元年(一四五三)五月の実録記事である。

親行朔祭于景禧殿、日本国対馬州太守宗成職・筑前州藤源教頼・上松浦一岐塙津留觀音寺宗殊使人等隨班、進香、

(『端宗実録』卷六、元年五月丁巳朔条)

このとき、宗殊が派遣した使者は景禧殿(文宗の魂殿)での朔祭に隨班し、前国王文宗を弔つた。

(51) 中村栄孝『日鮮関係史の研究(下)』(吉川弘文館、一九六九年一二月)「一歳遣船定約の成立」一十五世紀朝鮮交隣体制の基本約条」六〇~六六頁。長節子、前掲書『中世日朝関係と対馬』「第二部第一章 壱岐牧山源正と松浦党塙津留氏の朝鮮通交権」(初出は『村上四男博士和歌山大學退官記念 朝鮮史論文集』開明書院、一九八二年九月)二四五~二四六頁。

(52) 世祖代における望闕礼の実施状況については、桑野栄治、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王権」一〇二頁の表Ⅱ、参照。(53) このとき礼曹が提出した長文の「大典に載せざる条件」については、すでに朝鮮総督府中枢院調査課編、前掲書「第

二章第一節 経国大典の編纂」五三~六五頁に紹介されている。また、同書「第二章 註解」一二九頁ではこの規定にある望闕礼に註釈を加え、「遙かに王宮を望んで禮を行ふこと。外官は即ち謝恩して謝貼(=告身つまり辞令)を受けて赴任する規定なるも急に赴任する時謝貼なくして赴任する場合に行ふ」と説明する。もちろん、この註釈は望闕礼の一面的な理解である。

(54) 桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」一二六頁。

(55) 『経国大典』卷三、礼典、儀註条。

(56) 『成宗実録』卷三六、四年一一月辛丑(一四日)条。同書卷三八、五年正月戊子(二日)条。

(57) 朝鮮総督府中枢院調査課、前掲書「第二章第三節 後世に伝わった経国大典」六八~六九頁。

(58) 『国朝五礼儀』序(姜希孟)。

(59) 『国朝五礼儀』卷三、嘉礼には、望闕礼の儀註として「正至及聖節望闕行礼儀」を収録する。

(60) 『成宗実録』卷一四、三年正月己亥(二日)条。

(61) 景安殿は景福宮にあつた睿宗の魂殿。睿宗の神主はのち、成宗三年正月に宗廟に安置された。『成宗実録』卷一四、三年正月戊申(一一日)条。『増補文献備考』卷六〇、礼考七、【補】魂殿、景安殿条。

(62) 『経国大典』卷三、礼典、宴享条には「毎歳四仲朔(=二月・五月・八月・一一月)に忠勲府は宴を進む「嫡長・子孫亦た参ず」とあり、功臣仲朔宴は成宗代には法制化されている。

(63) 『端宗実録』卷一二、二年一月辛未（二四日）条。桑野

榮治、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王権」九五頁。

(64) 成宗は大王大妃の意志を尊重して功臣宴を停止していた。

上党府院君韓明澮・領敦寧府事盧思慎・文城君柳洙來啓

曰、功臣仲朔宴、近來皆停之、今國家無事、功臣生存者

無幾、請於今朔進宴、伝曰、大王大妃既不許冬至宴、予

何心独受乎、明澮等再請、伝曰、然則卿等當請于大王大

妃殿、明澮等即請之、大妃伝曰、予本不好宴、停之、主

上以予故亦停仲朔宴、予今體勉從之、凡宴品皆從略札、

進爵不過三司也、(『成宗実録』卷九八、九年一月乙丑

〔八日〕条)

大王大妃の伝教に「予は本より宴を好まざれば之を停め、主上も予の故を以て亦た仲朔宴を停む」とある。大王大妃

を説得したのは成宗ではなく、世祖代以来の政界の重鎮韓明澮である。彼が世祖のクーデタを助けて靖難功臣一等となつた(端宗元年)だけでなく、その後も佐翼功臣(世祖元年)・翊戴功臣(睿宗即位年)・佐理功臣(成宗二年)の一等に冊録されたことはいうまでもない。また、功臣宴が復活した成宗九年冬至の記録は以下のとおり。

冬至、上率百官、行望闕礼、如儀、仍賀三大妃殿、○御仁政殿、受賀、○忠惠府進仲朔宴、諸功臣・嫡長並入參、(同書卷九八、九年一月丁丑〔二〇日〕条)

(65) 管見によれば、成宗代の場合、聖節の望闕礼の実施記録は史料Iを含めて七件(成宗四・六・八・九・一二・一三年〔以上、一月二日〕および成宗二〇年七月三日)、千秋

節はわずか一件(成宗二四年九月二四日)である。もちろん、実録記事から漏れ落ちたこともあるうから、これはあくまで最小限の数字である。

(66) 『成宗実録』卷三六、四年一月庚戌(二三日)条。

(67) 『世祖実録』卷三、二年正月辛未朔条。桑野榮治、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王権」九六・九八頁。

(68) 原文は以下のとおり。

宗貞盛所遣仇難洒毛等六人、忽刺溫于知介都指揮卓時所遣指揮羅下取等四人、來獻土物、(『世宗実録』卷八六、二一年九月辛未〔二六日〕条)

(前略)対馬州守護代官宗盛直、遣仇難洒毛、求四書五經、命以典校署所藏、送之、(『世祖実録』卷四一、二三年正月乙亥〔八日〕条)

朝鮮史料に散見する「仇難洒毛」は、九郎左右衛門の音写かと思われる。

(69) 長節子、前掲書『中世日朝関係と対馬』「第一部第五章宗氏領国支配の發展と朝鮮関係諸権益」(初出は『朝鮮學報』第三九・四〇合輯、一九六六年四月)一八三頁。

(70) 軍有の官職名に注目すれば、初見の記録には「指揮軍有」、終見では「中枢軍有」とある(『世宗実録』卷八五、二一年六月丁亥〔一一日〕条)。『成宗実録』卷一二四、二二年一二月丙寅〔二一日〕条)。軍有の来朝記録の概要は、河内良弘『明代女真史の研究』(同朋舎、一九九二年八月)「第一部分第八章 忽刺溫兀狄哈の朝鮮來朝」二九五・二九八頁、参照。また、軍有が端宗三年(一四五五)の時点で

明政府から千戸（正五品）を授かつていた」とは、ケネス・R・ロビンソン、前掲「一四五五年三月の人名記録にみる朝鮮王朝の受職女真人」卷末の表5に指摘がある（七三頁）。

（71）原文は以下のとおり。

礼曹啓、火刺温兀狄哈上護軍軍有、資級已窮、然以遠人累次來朝、請別授中枢府僉知事、從之。（『世祖實錄』卷三八、一二年正月乙丑〔二二日〕条）

軍有の「資級（＝品階）已に窮まる」とあるように、上護軍は五衛の最高位であった。

（72）『經國大典』卷三、礼典、京外官会坐条には女真人の接待儀礼を定め、そのなかに「堂上野人〔僉知中枢府事已上〕」とある。また、『大東野乘』一（朝鮮古書刊行会、京城、一九〇九年一二月）所収の成倪『備齋叢話』卷一〇、野人の項には、「其れ職を拝するに、司猛・司正・司果・司直・護軍より通政・嘉靖・資憲に升るに至りて止む」とあり、朝鮮政府の野人に対する官職の乱発を端的に伝える。

（73）書記とは喝食・侍者・藏主に次ぐ禪宗社会での官階である（伊藤幸司氏のご教示による）。書記に関しては史料Kのほか、成宗八年正朝の会礼宴には「倭人觀書記三十九人」が参席し（後掲史料V）、また同一三年正朝には宗貞国が「閻書記」を派遣して土産を献上している（『成宗實錄』一三七、一三年正月朔庚午条）。

（74）『成宗實錄』卷三七、四年一二月甲申（二八日）・丙戌（三〇日）条。

（75）ただし、肥後菊池氏の対朝鮮交易は世祖九年閏七月をもつ

て終了し、その後の交易権は偽装渡航人に取つて代わった。

菊池氏を重んじていた朝鮮政府は成宗元年に図書を造給し

たが、成宗四年末に朝鮮に遣使した菊池為邦は偽使である。

青木勝士「肥後国菊池氏の対朝交易——『李朝實錄』『海

東諸国紀』記事の分析から」（『戦国史研究』第二六号、一九九三年八月）一六一九頁。長節子『中世 国境海域の

倭と朝鮮』（吉川弘文館、一〇〇二年二月）「第二部五 宗

家旧蔵『彈正小弼源弘』木印の性格』三二二～三一五頁。

（76）『世祖實錄』卷三八、一二年二月乙亥（三日）条に「兀良哈中枢府知事柳要時老等六人、來りて土物を献ず」とある。

柳要時老の受職歴については、ケネス・R・ロビンソン、前掲「一四五五年三月の人名記録にみる朝鮮王朝の受職女真人」卷末の表3、参照（五九頁）。

（77）『世祖實錄』卷三一、一〇年二月乙酉（二日）・壬辰（九日）条。

（78）韓亨周、前掲「正至 朝賀儀礼」所収の「[表2] 太祖～成宗代 朝賀에参与한倭・野人 一覽表」では、成宗代の朝賀礼に随班した「倭人と野人」の事例を一件のみ（成宗八年正朝）と提示する（二二五頁）。しかし、筆者が提示した史料Lにも明らかに「野人」が随班しており、『成宗實錄』には少なくとも二件の事例を確認できる。

（79）「可」と「介」「哈」はそれぞれ朝鮮語音「가 (ka)」と「개 (k-e)」「합 (hap)」で普通「そしないが、女真人の」人名表記ではしばしば混用される。

（80）原文は以下のとおり。

- 御勤政殿、設会礼宴、野人知中枢院事金麻尚哈・李多弄
介・柳尚同介・副使柳於麟介・同知事柳無澄哈・都万戸
照麟可・李都弄吾・阿充哈等八人、倭僧四人、入殿内、
侍宴、余各以類列坐庭下、命倭・野人在殿内者進酒、在
庭者上殿賜酒、仍命起舞、（『世祖実録』卷四一、一三年
正月戊辰朔条）
- (81) たとえば、『成宗実録』卷四九、五年一月庚辰（二九日）
条に、「上、宣政殿（仁政殿の東にある国王の便殿）に
御し、兀良哈中枢柳於麟介等二十二人を引見す」とある。
- (82) 『成宗実録』卷四八、五年一月己酉（二七日）条。三宅
英利、前掲書「第一編第二章 通信使の初期形態」一一〇
頁。
- (83) 長正統「中世日朝関係における巨酋使の成立」（『朝鮮学報』
第四一輯、一九六六年一〇月）六五〇六六頁。橋本雄、前
掲「中世日朝関係における王城大臣使の偽使問題」四九〇
五〇頁。
- (84) 長正統、前掲「中世日朝関係における巨酋使の成立」八二
頁。また、長節子「朝鮮前期朝日関係の虚像と実像」
（『年報朝鮮学』第八号、二〇〇二年三月）によれば、日本
国王使正球は王都漢城に到着する以前にも対馬で拘留され
ていた可能性を示唆している（四一頁の脚註27）。
- (85) 『成宗実録』卷四八、五年一月戊子（六日）条。長節子、
前掲書『中世日朝関係と対馬』「第一部第五章 宗氏領国
支配の発展と朝鮮関係諸権益」一九六〇一九七頁。
- (86) この日の実録記事には、

命召隨班宗宰及台諫・弘文館、賜酒于賓序、命製冬至四
韻律詩、以進、（『成宗実録』卷一六〇、一四年一月癸
卯〔一四日〕条）

とあり、「群臣を宴す」とは記されていない。成宗が領議
政・左議政・右議政の執務所である賓序に酒を賜ったのは、
冬至の進上礼に随班した高級官僚を特別にねぎらつたもの
で、王宮にて百官をもてなす会礼宴とは性格を異にすると
考えられる。

- (87) 『成宗実録』卷一五三、一四年三月壬戌（三〇日）条。『璿
源系譜紀略』璿源世系、世祖妃。
- (88) 原文は以下のとおり。

百官分半、進表裏、一半詣景福宮、進表裏于兩大妃殿、

（『成宗実録』卷一六二、一五年正月己丑〔一日〕条）

- (89) 『成宗実録』卷一五四、一四年五月朔壬辰条。『增補文
備考』卷六〇、礼考七、【補】魂殿、泰慶殿条。

(90) 『成宗実録』卷一七〇、一五年九月辛亥（二七日）条。

(91) たとえば、成宗一八年正朝の実録記事には次のごとくある。

上率百官、行望闕礼于昌慶宮、仍賀兩大妃殿、進表裏、

遂御明政殿、受賀、○進宴于兩大妃殿、○御仁政殿、宴

群臣、（『成宗実録』卷一九九、一八年正月朔壬寅条）

- (92) 『成宗実録』卷一八四、一六年一〇月丁未（三〇日）条。

(93) 『璿源系譜紀略』璿源世系、世宗妃。

(94) この日の実録記事には次のごとき記録が残る。

伝于承政院曰、今日勿進肉膳、承旨等啓曰、琛雖至親、
礼、天子・諸侯絶期功之服、請進肉膳、伝曰、大妃不御

肉膳、予何独不然、（『成宗実録』卷一〇〇、一〇年正月
朔戊午条）

この年正朝には通常の名節にみられる「大妃殿に表裏を進む」との記録もない。

（95）のち、成宗二〇年正朝の記録には、

停止朝賀礼、百官進表裏、如儀、召宗宰二品以上、賜酒

于闕庭、○伝子戸曹曰、卒月山大君嫡、限三年給祿俸、

（『成宗実録』卷二三四、二〇年正月朔庚申条）

とある。前年暮れに成宗の兄である月山大君が三五歳で急死した（同書、卷二二三、一九年一二月庚戌〔一九日〕条）ため、成宗は正朝の国家儀礼を取りやめたのであろう。にわかに判断しがたいが、「正朝の賀礼を停む」とあるのは百官による朝賀礼の停止を意味し、おそらく望闕礼は実施したのでないかと思われる。というのも、かつて世宗二二年（一四四〇）正朝には重臣の死去により朝賀礼を停止したことがある。

上行望闕礼、以左議政許稠卒、停本朝賀礼、（『世宗実録』卷八八、二二年正月甲辰朔条）

この場合、「本朝の賀礼を停む」とあるが、世宗は通常どおり望闕礼を実施している。礼学者許稠の死去は、正朝当日ではなく前年の暮れのことであり（同書卷八七、二二年一二月壬寅〔二八日〕条）、望闕礼まで停止する必要はなかつたものと考えられる。

（96）『世宗実録』卷九八、二十四年一一月戊辰（一二二日）条。桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拜儀礼」一二七〇一二二八

（97）この日の記録は司憲府掌令許輯の辞職願いと、少式氏への答賜品に関する議論の二件である。『成宗実録』卷二九二、二五年七月己丑（三日）条。

（98）原文は以下のとおり。

冬至、百官以權停礼陳賀、進表裏、（『成宗実録』卷二九六、二五年一一月庚子〔一五日〕条）

（99）『世祖実録』卷一九、八年一二月己丑（二九日）条。桑野栄治、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王權」一〇一頁。

（100）『成宗実録』卷二九七、二五年一二月己卯（二四日）条。

（101）河叔溥は武科出身であることを理由に聖節使の任務を辞退しようとしたが、領敦寧府事以上および議政府は充分に学識ありと判断し、成宗もこれに同意して河叔溥を赴京させた。（『成宗実録』卷一八七、二五年二月乙亥〔一六日〕条。同書卷二八九、二五年四月丁卯〔九日〕条）

（102）明側の記録は以下のとおり。

朝鮮国王李奐遣陪臣戸曹參判河叔溥等、奉表貢方物、賀万寿聖節、賜宴并綵段・衣服等物、有差、賜王錦段等、如例、（『明孝宗実録』卷八九、弘治七年〔一四九四〕六月癸未〔二五日〕条）

上詣奉先殿・奉慈殿・太皇太后・皇太后行宮、行礼畢、出御奉天殿、文武群臣及四夷朝使、行慶賀礼、（同書卷九〇、弘治七年七月己丑〔三日〕条）

河叔溥が万寿聖節を祝うために赴京し、七月三日の聖節當日に明の文武群臣とともに慶賀礼を行つたことは疑いを

入れない。ただし、『明実録』の国家儀礼に関する記録内容も形式化されており、河叔溥の帰国報告にあるような朝賀礼の様子をうかがうことはできない。もちろん、たとえ儀礼の最中に好ましからざる場面があつたとしても、「四夷の朝使」の手前、正史に残すことはなかつたであろう。

(103) のち燕山君三年(一四九七)一〇月、河叔溥は辞職して郷里へ帰つたが、「王、其の清簡なるを聞き」、上京を命じた。また、彼の卒伝には「性は廉謹、官に蒞のぞみては縝密にして、妄りに恵みを施さず」とあり、その実直な性格を伝える。

『燕山君日記』卷二八、三年一〇月甲午(二六日)条。同書卷四一、七年一月丁丑(三日)条、河叔溥卒伝。

(104) もちろん、前夜に降雨があつたとしても、当日に雨があがれば望闕礼は実施される。その一例を以下に示す。

夜雷電以雨、冬至、上率百官、行望闕礼、仍賀三天妃殿、進表裏、○御仁政殿、受賀、○御後苑、觀宗親射、(『成宗実録』卷一一、一〇年一月朔壬午条)

(105) 朝鮮前期の天譴思想に関連する論考として、たとえば平木實『朝鮮社会文化史研究Ⅱ』(阿吽社、一〇〇一年一二月)「一 朝鮮時代中宗・明宗代の旱魃を巡る天譴意識とその社会」(初出は『朝鮮学報』第一三四輯、一九九〇年一月)がある。

(106) 桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」一二三～一二五頁。

(107) たとえば、斎藤国治『古天文学の道——歴史の中の天文現象』(原書房、一九九〇年五月)「第七章 白昼の星」一二

〇頁。

(108) 李熙徳『高麗儒教政治思想의 研究——高麗時代 天文・

五行説과 孝思想을 中心으로』(一潮閣、 서울、一九八四年一月)「第1編第3章 天文觀과 儒教政治理念——『高

麗史』天文志의 分析」八〇頁。同『高麗時代 天文思想과

五行説 研究』(一潮閣、 서울、二〇〇〇年五月)「高麗時

代의 天文思想——『高麗史』天文志 研究」三五～三七頁。(109) 全相運『韓國科學技術史』(高麗書林、一九七八年一月)「第1章 12 天体の観測」一〇九頁。李熙徳、前掲書『高

麗儒教政治思想의 研究』「第1編第3章 天文觀과 儒教政治理念」七三～七七頁。

(110) その後の実録記事には「彗星滅し、星移りて天倉の西に在るもの有り。其の体、甚だ微かなり」とあり、觀象監(国立中央天文氣象台)は星変の終焉まで観測している。『成宗実録』卷二四九、二二年正月庚辰(三日)条。

(111) この日の実録記事は「命じて宗親一品以上・領敦寧以上・議政府・六曹・漢城府・承政院を明政殿庭に饋らしめ、又た命じて弘文館・芸文館・入直の諸将を焉に参ぜしむ」とつづき、成宗は高級官僚のために明政殿にて宴を催した。『成宗実録』卷二四九、二二年正月朔戊寅条。

(112) 『成宗実録』卷二四二、二一年七月朔辛亥・壬子(二日)条。七月二日に成宗は恩赦の令を下した。

(113) 『成宗実録』卷二四七、二一年一月壬寅(二四日)条。

この年冬の太白星と彗星の観測報告、そしてこの星変への対処をめぐる政府内の論議は、約四〇日間(これは太白星

見の条件でもある)で都合三九件にのぼる。また、この年冬の彗星については、のち純祖一八年(一八一八)に編纂された成周徳編『書雲觀志』(韓国科学史学会編『書雲觀志・国朝曆象考』誠信女子大学校出版部、서울、一九八二年一二月、所収。底本は 서울大学校奎章閣架藏の改鑄甲寅字本)も故事としてこれを記録する(同書卷三、故事、成宗庚戌一二月条)。

(114) 『成宗実錄』卷二四八、二一年一二月辛未(二四日)条、成均館典籍李宗準啓。後日、忠清道觀察使洪興は天変の責任をとつて辞職を願い出たが、成宗はこれを却下した(同書卷二四九、二二年正月辛卯(一四日)条)。

(115) 檀国大学校附設東洋学研究所編『韓国漢字語辞典』卷三(檀国大学校出版部、서울、一九九五年三月)二六四頁。

李杜鉉『朝鮮芸能史』(東京大学出版会、一九九〇年一月)「第三章 近世の芸能」八一頁。

(116) たとえば、世宗二四年(一四四二)、同二六年などの事例があり、朝鮮国王は来朝した倭人と野人とともに火山台を観覧した。また、端宗二年(一四五四)の除夜には思政殿にて饌礼を観覧したのち、慶会楼下に坐して高級官僚とともに火山台を楽しみ、倭人と野人もまた観覧を許されている。桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」一二六・二二八頁。同、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王権」九六頁。

(117) 李杜鉉、前掲書「第三章 近世の芸能」八〇・八一頁。

(118) 原文は以下のとおり。

司憲府大司憲李季全等來啓曰、今有彗星之變、又有雷震

之異、火山台・觀饌・觀火・会礼宴等事、請權罷、以謹天戒、不聽、(『成宗実錄』卷二四八、二一年一二月壬申「二五日」条)

(119) 原文は以下のとおり。

伝于承政院曰、火山台之設、台諫雖欲停罷、是重國大事、不可停也、饌礼則台諫上劄請罷、故予及兩殿不欲觀焉、會禮宴非為予也、為兩殿奉獻獻壽耳、並停之歟、且於元日受賀事、台諫亦請停罷、故予已聽之、其議領敷寧以上、(後略) (『成宗実錄』卷二四八、二一年一二月甲戌(二七日)条)

この日、成宗はみずから見解を示したうえで領敦寧府事(王室の親戚を礼遇する敦寧府の長官)以上に意見を求めたが、結論は出ずを持ち越された。

(120) 『成宗実錄』卷二四八、二一年一二月乙亥(二八日)条。

この年除夜の実録記事は、後苑(いまの秘苑)で催された「觀火」の様子を次のように伝える。

御後苑、觀火、兩大妃亦於苑內觀火、承政院啓曰、前此、

放火時必奏樂、今何如、伝曰、今當謹天戒、不可奏樂也、

(同書卷二四八、二二年一二月丁丑(三〇日)条)

ここにいう「觀火」とは文字どおり火を觀る、つまり火山台での仕掛け花火の觀覧であろう。除夜の行事について、王室の親族は成宗の判断を尊重したことになる。ただ、成宗は天譴思想により音楽の演奏を控えている。

(121) 桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」、同「朝鮮世祖代の儀礼と王権」、参照。

(122) 塩津留氏と対馬宗氏の関係は、長節子、前掲書『中世日朝

関係と対馬』「第二部第一章 壱岐牧山源正と松浦党塙津
留氏の朝鮮通交権」二三六～二三八頁。同、前掲書『中世
国境海域の倭と朝鮮』「第二部四 三浦の乱以前対馬によ
る深処倭通交権の入手」二九二～二九四頁。

(123) 『端宗実録』卷一〇、二年二月庚戌（二九日）条。『世祖

実録』卷一、元年一二月癸卯（二日）条。『成宗実録』卷
二七三、二十四年正月壬辰（二六日）条。なお、名目的武官
職である都万戸・副万戸の品階に關しては、ケネス・R・
ロビンソン、前掲「一四五五年三月の人名記録にみる朝鮮
王朝の受職女真人」四～五頁、参照。

(124) 『成宗実録』卷五八、六年八月丙申（二〇日）条。

(125) 『文宗実録』卷一二、二年三月丁酉（四日）条。『端宗実
録』卷二、即位年七月癸巳（二日）条。『成宗実録』卷一
八〇、一六年六月己丑（一〇日）条。王循礼の生涯につい
ては、桑野栄治「李朝初期における高麗王氏祭祀」（『年報
朝鮮学』第二号、一九九二年三月）一一～一六頁。

(126) 原文は以下のとおり。

御仁政殿、行会礼宴、宗宰月山大君婷、河東府尹君鄭麟
趾等、入侍、命崇義殿副使王循礼、賜坐于殿内、（後略）
（『成宗実録』卷七〇、七年八月庚辰〔一〇日〕条）

(127) 原文は以下のとおり。

伝于承政院曰、野人接待、諸議不一、睿宗朝事、予未之
知、世祖朝或命進爵、予厚待、欲安邊境也、（中略）承
旨等啓曰、野人効順來附、以帝王大度、不得不引見、但

進爵御榻、似驕慢、臣等謂、勿令彼輩親進、但俯伏榻下、
司饔院提調転進於上、何如、（後略）（『成宗実録』卷一
八六、一六年一二月乙未〔一八日〕条）

ここで承旨が問題としているのは、成宗が世祖代の前例
にならつて野人に直接杯を進めさせていることである。こ
れも「帝王」たる朝鮮国王が野人に對してとる行動ではな
いとする、華夷意識のあらわれであろう。

(128) 「阿可馬」はアカマと讀めるが、地名の赤間関を指すのか、
あるいは姓を指すのか不明である。

(129) 『世祖実録』卷二六、七年一二月乙酉（一九日）条。『成

宗実録』卷一四八、一三年一一月乙卯（二一日）条。同書
卷一八五、一六年一二月乙卯（八日）条。本文史料X以前
の南羅に關しては、たとえば『成宗実録』卷二三五、二〇
年一二月乙酉（二日）条に、「元良哈中枢南羅等八人、來
朝す」とある。

(130) 『成宗実録』卷二三五、二〇年一二月庚戌（二七日）条、
同書卷二三六、二一年正月乙卯（二六日）条。

(131) 原文は以下のとおり。

日本國對馬州太守宗貞國、特遣盛能、來獻土宜、其書契
曰、伏承、陛下尊兄之登霞、而至于過密八音、友于之愛、
實彝倫之所叙也、（後略）（『成宗実録』卷二三五、二〇
年一二月庚戌〔二七日〕条）

(132) 各種日本使節が持參した外交文書のなかに朝鮮国王を皇帝
と位置づけるような文言が含まれることについては、すで
に高橋公明「朝鮮遣使ブームと世祖の王權」（田中健夫編、

前掲書『日本前近代の国家と対外関係』所収)が成宗代はじめの一四七〇年代前半を中心にその諸事例を紹介した(三六一~三六三頁)。また、閔徳基『前近代東アジアのかの韓日関係』(早稲田大学出版部、一九九四年七月)「第一部第二章 朝鮮朝前期の『日本国王』観――『敵礼』の面から」(初出は『朝鮮学報』第一三三輯、一九八九年七月)が指摘するように、大蔵経のほか寺院建立資金・軍事的援助を求める室町政権は朝鮮国王に對して低姿勢をとつていた(六七~七〇頁)。

(133) 一五世紀後半に対馬宗氏は朝鮮側の歓心を得るため、礼曹宛ての書契のなかでみずから地位を朝鮮の「東藩」「藩籬」(垣根の意。藩屏に同じ)と表現し、外臣としての振舞いさえみせた。閔周一『中世日朝海域史の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年一〇月)「第六章第二節 対馬・宗氏の位置」(初出は「対馬・三浦の倭人と朝鮮」『朝鮮史研究会論文集』第三六集、一九九八年一〇月)二二八~二三〇頁および二四九頁の脚注3。

(134) 桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」一二三~一二九頁。

(135) 前日、聖節使の馳啓により、明の憲宗成化帝が死去して孝宗弘治帝が即位したとの知らせを受け、朝鮮政府内ではすでに予定していた講武を取りやめて哀悼の儀礼を行うべきか否かが取りざたされていた(『成宗実錄』卷二〇七、一八年九月癸亥〔二七日〕条)。成宗は講武の実施を望んだが、儒者官僚の猛烈な反対論に押されて中止となつた。こ

(136) の間の経緯は、安貞姫「朝鮮初期의 事大論」(『歴史教育』第四六輯、서울、一九九七年二月)二八~二九頁、参照。
(137) 桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遙拝儀礼」一二七~一二九頁。同、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王權」一〇二頁の表II、参照。

(138) 原文は以下のとおり。
御昼講、侍読官権柱啓曰、我国礼度、甚不如儀、百官行礼時、出笏・搢鰐笏、皆不知節次、山呼時、皆難於出声、當呼而不呼、觀中朝之人舞蹈、手舞・足蹈之状、皆為之、我國則但足蹈而已、殊失礼容、我国礼義之邦也、中朝人見之、豈不譏笑乎、請令法司檢挙、上曰、此言是也、
(『成宗実錄』卷二八四、二四年一月己亥〔八日〕条)

(139) 原文は以下のとおり。
冬至、上就明政殿、率百官、行望闕礼、陳賀于兩大妃殿、進表裏、御明政殿、受百官賀、(『成宗実錄』卷二八四、二四年一月乙未〔四日〕条)

(140) 李成茂『朝鮮의 社会와 思想』(一潮閣、서울、一九九九年六月)「朝鮮時代의 王權」は朝鮮国王の政治権力のひとつとして外交権に注目し、「国王が直接外国に行くことはなかつたが(望闕礼だけは行つた)、外国の使臣は直接接見した」と述べた(一一頁)が、「望闕礼だけは行つた」との叙述は望闕礼の性格を過小評価するものと思われる。望闕礼とは朝鮮国王が直接明に行くことに等しい対明外交儀礼であり政治権力である、と筆者は考える。